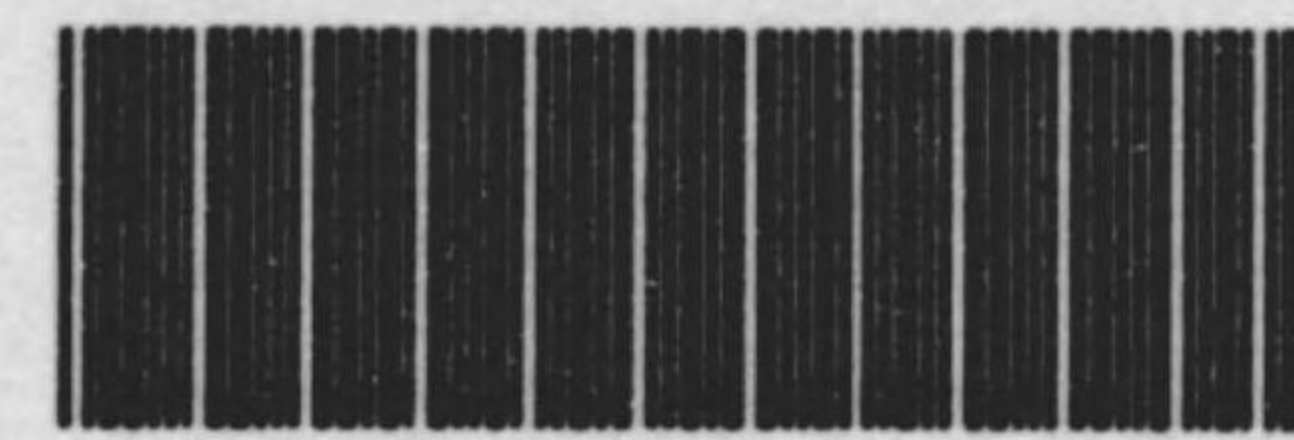


283

17



0051261002

0051261-002

283-17

第八高等学校一覽


第八高等学校・編

第八高等学校

第20-28年度 (昭和2至3年-昭和10
至11年)

昭和2-10

AHM



5k-2

28
別冊
17

第八高等學校一覽

第二十一年度

自昭和三年
至昭和四年

正誤表

一頁 並行
 目次一頁 末行
 目次三頁 八行
 八二頁 十三行
 一〇頁 四行
 一〇頁 十三行
 一七頁 末行
 一八頁 二行表中
 二四頁 十二行並十四行
 二四頁 末行
 三二頁 十五行
 四三頁 十四行
 四四頁 三行

學校職務
 器械
 授業始
 高八
 三五
 定員
 教諭、助教諭
 圖書
 養フア
 維持
 檢定料
 獨語

五八頁 六行
 六一頁 十一行
 八九頁 一行
 八九頁 九行
 一〇七頁 七行
 一〇八頁 十四行
 一〇九頁 二行
 一三八頁 五行
 一三九頁 十二行
 一四三頁 十三行中村寅松ノ次へ加フ
 一五七頁 二行
 一五九頁 六行上段
 一五九頁 十八行下段
 一六〇頁 五行下段

快活
 果セ
 願
 退察寮
 明一
 接シク
 置ク
 幸八郎
 教授理學士林守三
 ウリルアム
 田
 實
 柳田

快活
 課セ
 願
 退察寮
 明ニ
 接シク
 設ク
 幸太郎
 生徒監教授
 理學士林守一
 勤務生能出
 授林守一前出
 ウリルアム
 熱田
 實
 柳田

一六一頁	十行下段	稻葉	二〇〇頁	十八行	藤次
一六四頁	十行上段	磯	二〇六頁	十三行上段	牧山
一七二頁	十五行下段	松山	二一〇頁	四行上段	村
一七四頁	十五行中段	正叶	二一九頁	九行上段	酒井
一八〇頁	二行	學部路稱	二二六頁	十七行上段	藤成
一八〇頁	三行	五十音	二五五頁	十六行中段	岡谷
一八〇頁	七行中段	手島	二五五頁	十七行中段	夏目
一八四頁	末行下段	李節昇	二五六頁	九行下段	福三
一八八頁	一行中段	(山梨)	二五六頁	十四行上段	駒三
一八八頁	十五行中段	河島	二六八頁	四行上段	岡吉
一九〇頁	十六行上段	小林東	二八一頁	十四行	野仲
一九二頁	九行中段	(元内)	二八六頁	二行	コトヘアシ
一九八頁	九行	乙類	二八八頁	五行	放聲
一九九頁	十六行下段	志賀	二九四頁	四行	則第六十條
二〇〇頁	八行中段	(元重郎)	二九九頁	二行	九年末月
					藤次
					牧山
					村
					酒井
					藤成
					岡谷
					夏目
					福三
					駒三
					岡吉
					野仲
					コトヘアシ
					放聲
					則第六十條
					九年末月
					藤次
					牧山
					村
					酒井
					藤成
					岡谷
					夏目
					福三
					駒三
					岡吉
					野仲
					コトヘアシ
					放聲
					則第六十一條
					九月末日

第八高等學校一覽

第二十一年度

自昭和三年
辛酉 四年

目次

第一層	學年層	一頁
第二層	沿革	一頁
第三層	關係法令	一頁
一	學校及圖書館特別會計法(抄)	一六
二	高等學校令	一七
三	文部省直轄諸學校官制(抄)	一八
四	文部省直轄學校職員定員令(抄)	一八
五	帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校備外國人ニ關スル規程	一八
六	直轄諸學校職務規程	一八



寄贈本

283-17

第四章	成績考査	四五
第五章	特待生	四七
第六章	授業料	四七
第七章	休學及退學	四九
第八章	懲戒	五一
第九章	校章及服制	五一
第十章	學寮	五四
第十一章	圖書及器具器械	五六
第五	評議員會規則	五七
第六	生徒心得	五八
第七	第八高等學校講演會	五八
第八	運動獎勵ニ關スル方針	五九
第九	細則	六〇

四五 四七 四七 四九 五一 五一 五四 五六 五七 五八 五八 五九 六〇

七	高等學校規程	一九
八	高等學校高等科入學資格試驗規程	三八
九	文部省直轄學校外國人特別入學規程	三九
一〇	文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用	四〇
一一	文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程	四〇
一二	文部省直轄諸學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校	四〇
一三	高等學校高等科學力檢定規程	四一
第四	學則	四二
第一章	學科	四二
第二章	學年學期及休業	四二
第三章	入學及在學	四三

一九 三八 三九 四〇 四〇 四一 四二 四二 四三

一 學則施行細則	六〇
第一章 學科及授業	六〇
第二章 編制	六二
第三章 成績考査、試験、檢閱	六三
第四章 授業料、學寮費	六七
第五章 在學及休學	六八
第六章 校章及服裝	七〇
第七章 野外演習及射擊演習	七一
第八章 學寮	七二
第九章 圖書	七五
二 生徒心得細則	七八
三 服務及處務細則	七九
第一章 教官ノ服務	七九
第二章 事務員ノ服務	八〇

第三章 學校醫ノ服務	八二
第四章 教育事務	八四
第五章 分課事務	八七
第六章 文書處理	九三
第七章 報告	九六
第八章 表簿	九八
第九章 當直	一〇一
四 物品會計規程細則	一〇三
五 非常手配規程	一一三
六 防疫規定	一二一
七 校旗取扱方	一三〇
八 卒業證書書式	一三一
九 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ付與スル證明書書式	一三一

一〇 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學 セシモノニ付與スル證明書書式	一三二
一一 禮法及儀式ニ關スル內規	一三三
一二 勳章授與式例	一三六
第十 職員	一三七
第十一 前職員	一四七
第十二 生徒	一五七
一 生徒氏名	一五七
二 生徒學年別	一七七
三 生徒地方別	一七七
四 生徒年齡表	一七八
五 在學中本年度死亡生徒氏名	一七九
第十三 卒業者	一八〇

一 卒業者氏名	一八〇
二 卒業者進入大學別	二六九
三 創立以來卒業者地方別	二七〇
第十四 敷地建物	二七一
第十五 教科用書目	二七四

附 錄

一 第二十年年度概況	二七四
入學志願者入學者	二七五
昭和二年年度生徒出席狀況	二七五
昭和二年年度學年成績概況	二七六
昭和二年年度授業時數	二七七
學寮公認下宿	二七九
圖書增減閱覽狀況	二八〇
概要記事	二八〇

昭和四年

同 三十一日	(水)	第一次定期試驗終
十一月三日	(土)	明治節
同 五日	(月)	第二學期授業始
同 二十三日	(金)	新嘗祭
十二月二十五日	(火)	大正天皇祭、冬季休業始
一月一日	(火)	新年拜賀式
同 七日	(月)	冬季休業終
二月十一日	(月)	紀元節
同 二十三日	(土)	第三學年第二學期授業終
同 二十五日	(月)	第三學年自習
同 二十六日	(火)	第三學年第二次定期試驗始
三月二日	(土)	第三學年第二次定期試驗終
同 四日	(月)	第一、二學年自習
同 五日	(火)	第一、二學年第二次定期試驗始

同 八日	(金)	第三學年及落發表
同 九日	(土)	第一、二學年第二次定期試驗終、卒業式(午後)
同 十一日	(月)	春季休業始
同 二十一日	(木)	春季皇靈祭、第一、二學年及落發表
同 二十八日	(木)	第一、二學年成績並ニ卒業成績發表

本學年授業豫定日數 (試驗日數ヲ除ク)

計	第一學期			第二學期			計
	三學年	二學年	一學年	三學年	二學年	一學年	
月曜	二二	二二	二二	一四	一五	一五	三五
火曜	二二	二二	二二	一四	一五	一五	三五
水曜	一八	一八	一八	一四	一五	一五	三二
木曜	二〇	二〇	二〇	一四	一五	一五	三三
金曜	二〇	二〇	二〇	一三	一四	一四	三三
土曜	二〇	二〇	二〇	一四	一五	一五	三五
計	一一〇	一一〇	一一〇	八三	八九	八九	二〇三
							二〇九
							二〇九

第一 沿革畧

明治四十年政府ニ於テ高等學校増設ノ計畫アルヤ愛知縣ハ校地及校舎ノ寄附ヲ願ヒ出テ政府之ヲ納レ本校ヲ設置セリ其ノ沿革事項ノ大略左ノ如シ

明治四十一年四月勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラレ勅令第六十九條ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル、四月文部省令第十四號ヲ以テ本校大學豫科ヲ設置シ九月十一日ヨリ授業開始ノ件ヲ定メラレ同時ニ本校ノ位置ヲ愛知縣名古屋市中定メラル、同月文部省内ニ於テ事務ヲ開始シ文部省視學官大島義脩校長事務取扱ヲ命セラル、同月學則ヲ定メ大學豫科第一部及第二部ヲ置ク、六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラル、同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス、七月校長大島義脩兼官ヲ免セラレ、同月事務所ヲ愛知縣會議事堂内ニ移ス、九月元愛知縣立第一中學校校地校舎ヲ使用シテ開校ス、同月學則中ニ服制ノ件ヲ追加ス、十

月生徒心得及諸細則ヲ定ム、同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ヶ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開始ス、十一月成績考査及試験假規程施行許可、同月小松原文部大臣本校ヲ巡視セラル

明治四十二年四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、五月學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ増設ス、七月學則中志望部類變更ノ件ヲ改正ス、同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス、九月學寮細則ヲ制定シ生徒心得細則ヲ改正ス、同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス、同月授業ノ一部ヲ新築校舎ニ移ス、十一月生徒心得細則ヲ改正ス、十二月愛知縣受知郡呼續町新築校舎ニ移轉ス、同月御眞影並ニ勅語拜戴式ヲ舉行ス、同月學則施行細則並服務及處務細則ヲ改正ス、同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築學寮ニ移轉ス

明治四十三年三月勅令第五十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラ、七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、十一月十八日 皇太子殿下本校へ行啓アラセラル

明治四十四年三月學則施行細則服務及處務細則ヲ改正ス、五月學則中

授業料ノ件ヲ改正シ並卒業證書書式ヲ制定ス、七月開校式並第一回卒業式ヲ舉行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム、同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ許可ス

明治四十五年 一月學則施行細則ヲ改正ス、二月學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス、五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル、六月文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ付與スル修了證明書書式ヲ制定ス、七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム、同月生徒二百九人ノ入學ヲ許可ス

大正元年 十一月非常手配規程中非常用具ニ關スル件ヲ改正ス
大正二年 一月學則施行細則中手數料ニ關スル件ヲ追加ス、同月則施行細則中委託圖書ニ關スル件ヲ追加ス、三月講演會開設要項ヲ定ム、四月學則施行細則中學寮費納付期日並生徒戶籍宿所變更ニ關スル件ヲ改正ス、五月學則中入學料ニ關スル件ヲ改正ス、六月奉送迎ニ關スル内規ヲ定ム、同月學則施行細則中生徒歸省旅行並學寮ニ關スル件ヲ改正ス、七月學則中學寮開始ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒百七十三人ヲ卒

業セシム、同月生徒二百十四人ノ入學ヲ許可ス、八月學則中天長節ニ關スル件ヲ改正ス、同月夏期講演會ヲ開設ス、九月學則施行細則中成績考查ニ關スル件ヲ改正ス、十二月學則施行細則中席次ニ關スル件ヲ改正ス

大正三年 六月奉送迎ニ關スル内規ニ追加ス、同月學則中類別及學科ニ關スル件ヲ改正ス、同月學則施行細則中學業成績評點科目數ニ關スル件ヲ改正ス、七月生徒二百十五人ヲ卒業セシム、同月生徒二百八人ノ入學ヲ許可ス、八月夏期講演會ヲ開設ス、十月禮法及儀式ニ關スル内規ヲ定ム、同月學則施行細則中授業料、學寮費ニ關スル件、缺席、缺課、ニ關スル件、第一校章使用ノ件ヲ追加シ夏服着月期間ヲ改正ス、同月生徒心得細則中追加改正ス、同月學則中服裝ニ關スル件ヲ改正ス

大正四年 三月一木文部大臣本校ヲ巡視セラル、六月勳章授與式例ヲ定ム、七月生徒百八十一人ヲ卒業セシム、同月生徒二百二十三人ノ入學ヲ許可ス、九月生徒心得細則中テニスコート使用ニ關スル件ヲ追加ス、十月 天皇陛下御眞影拜戴式ヲ舉行ス、同月學則中科目評點、特待生、缺席

者ニ關スル件ヲ改正ス、同月防疫規定ヲ制定ス

大正五年二月學則施行細則中試驗ニ關スル件ヲ改正ス、三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ヲ追加ス、四月 明治天皇御眞影 昭憲皇太后御眞影 天皇陛下御眞影 皇太子殿下御眞影(明治四十三年十一月十八日拜戴) 明治天皇御親署勅語ヲ新設ノ奉安處ニ奉遷ス、五月非常手配規程ニ改正ヲ加フ、六月禮法及儀式ニ關スル内規ニ改正ヲ加フ、七月生徒百七十三人ヲ卒業セシム、同月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、八月夏季講演會ヲ開設ス、十月 皇后陛下御眞影 皇太子殿下御眞影拜戴式ヲ舉行ス、十一月服務及處務細則並非常手配規程防疫規程中改正ス

大正六年四月岡田文部大臣本校ヲ巡視セラル七月生徒百六十一人ヲ卒業セシム、八月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス

大正七年三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ニ追加ス、同月物品會計規程細則ヲ改正ス、五月創立十週年記念式ヲ舉行ス、七月生徒二百五人ヲ卒業セシム、同月勅令第二百八十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、八月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、九月校長大島

義脩女子學習院長ニ任セラル、同月第六高等學校教授岡野義三郎第八高等學校長ニ任セラル

大正八年二月學則中紀念日ヲ追加ス、五月生徒心得細則中第八條ヲ削除ス、七月評議員會規則ヲ制定ス、同月生徒二百十四人ヲ卒業セシム、同月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、同月學則ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、八月卒業證書並ニ證明書書式ヲ改正ス、九月學則施行細則第二十八條ヲ削除ス、十一月學則施行細則中改正ス

大正九年七月生徒二百十六人ヲ卒業セシム、同月生徒二百五十八人ノ入學ヲ許可ス、八月勅令第三百三十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、九月學則施行細則中改正ス、同月學則中授業料ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中並ニ服務及處務細則中改正ス

大正十年一月學則中學年ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、三月勅令第二百三十三號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒二百三十一人ヲ卒業セシム、四月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、六月服務及處務細則並

物品會計規程細則中改正ス、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、同月學則施行細則中へ野外演習及射擊演習ノ件ヲ追加ス、同月學則施行細則中改正ス、十一月校長岡野義三郎第二高等學校長ニ任セラル、同月文部省督學官芝田徹心高八高等學校長ニ任セラル

大正十一年一月學則施行細則中改正ス、二月學則中學期ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、三月學則中學寮費ニ關スル件等ヲ改正ス、同月生徒二百二十六人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、六月服務及處務細則中並ニ學則施行細則中改正ス

大正十二年二月學則中並ニ非常手配規程ヲ改正ス、三月學則施行細則及生徒心得細則中改正ス、同月生徒二百三十七人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス、同月學則中生徒制服ニ關スル件、學寮費ニ關スル件、創立記念祝日並學則施行細則中授業料納付期日、學寮費納付期日及生徒心得細則中改正ス、五月創立三十五週年記念式ヲ舉行ス

大正十三年一月學則施行細則中野外演習費及射擊演習費ニ關スル件

ヲ改正シ、第八高等學校震災記念獎學會規定ヲ定ム、三月生徒二百五十九人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十三人ノ入學ヲ許可ス、同月學則施行細則中室總代並ニ歸寮時限ニ關スル件ヲ改正ス、十月非常手配規程中消火器検査日ヲ改ム

大正十四年一月物品會計規程中改正ス、三月生徒二百三十六人ヲ卒業セシム、同月學則中授業料ニ關スル件、春季休業、轉科轉類ニ關スル件ヲ改正シ、學則施行細則ニ轉科轉類ニ關スル件ヲ追加シ、四月ヨリ施行ス

四月生徒二百六十六人ノ入學ヲ許可ス、六月勅令第二百十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

大正十五年三月生徒二百七十六人ヲ卒業セシム、同月學則中學寮費ニ關スル件學則施行細則中學寮費ニ關スル件ヲ改正シ、四月ヨリ施行ス

四月生徒二百六十人ノ入學ヲ許可ス

昭和二年三月生徒二百三十二人ヲ卒業セシム、同月學則第五條休業日ニ關スル件學則施行細則第四十三條制服着用ニ關スル件ヲ改正ス

四月生徒二百六十七人ノ入學ヲ許可ス、八月校長芝田徹心文部省圖書

局長ニ任セラレ、姫路高等學校長小松原隆二第八高等學校長ニ任セラレ
十一月水野文部大臣本校ヲ巡視ス
十一月十四日 天皇陛下本校ヘ行幸アラセラル、同月二十一日小松原
校長名古屋離宮御招宴ニ參上、十二月勅令第三百六十六號ヲ以テ本校
職員ノ定員ヲ改正セラル
昭和三年一月學則中學寮費ニ關スル件ヲ改正ス、三月生徒二百四十九
人ヲ卒業セシム、四月服務及處務細則中並ニ物品會計規程細則中改正ス

第三 關係法令

一 學校及圖書館特別會計法(抄) (明治四十年 法律第二十三號)
第一條 文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシ
メ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料寄附金其ノ他ノ收
入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム

二 高等學校令

(大正七年勅令第三百八十九號)

※ ※ ※ ※ ※

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民
道徳ノ充實ニ力ムヘキモノトス
第二條 高等學校ハ官立公立又ハ私立トス
第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校
經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ
限ニ在ラス
第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少
クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコト
ヲ要ス但シ其シ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス基本財産中前項
ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ
之ヲ供託スヘシ
第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス
第八條 高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
高等學校高等科ヲ分テ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學、退學及懲戒、授業料、入學科等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラザル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規程ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

三 文部省直轄諸學校官制(抄) (明治二十六年勅令第八十六號)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

第八高等學校 (明治四十四年勅令第六十八號ヲ以テ改正)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監 (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員

ヲ監督ス (明治三十二年勅令第百十七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

(明治三十二年勅令第百十七號同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ内ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ専ラ生徒ノ調育ヲ掌ル (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス (明治三十六年勅令第二百三十號同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ル某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ

於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ

講師ヲ囑託シ其ノ學科ヲ擔任セシムルコトヲ得

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

四 文部省直轄諸學校職員定員令(抄) (明治三十五年勅令第九十八號)

文部省直轄諸學校專任教員ノ定員左ノ如シ

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物理及化學、圖書、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス
 第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
國語及漢文	八	八	六	六
外國語	六	七	七	七
歷史	三	三	三	三
地理	三	三	三	三
數學	四	四	五	四
博物	二	二	二	二
物理及化學			二	四
圖書	一	一	一	一
唱歌	一	一		

體操	計
五	三一
五	三二
五	三二
五	三三

體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜增加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖書體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐射行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
 國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ヲ習熟セシムヘシ
 理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
 第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス
 外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授ケヘシ
 第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス
 歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授ケヘシ
 第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス
 地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ智識ヲ授ケヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル智識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス
 哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授ケヘシ
 第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ要旨トス
 心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授ケヘシ
 第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
 數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授ケヘシ
 第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス
 自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授ケヘシ
 第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル智識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ鑛ヲ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス
 物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル智識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、造化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其變遷ニ關スル智識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖書ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖書ハ自在畫、平而幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フテ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三四)	(三四)	(三〇)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
身	一	一	一

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
國語及漢文	四	二	六
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數	四	四	(四)
物		三	講義三五
化		三	講義三五
植物及動物	二	二	講義三四
植物及地質	二		實驗三四
心		二	
法制及經濟	二		
圖	二	二	(二)
體	三	三	三
計	(三二)	(三二)	(三二)

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義ニ實驗ニ)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科日	學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語		10	九	九
第二外國語		(三)	(三)	(三)
計		13 (三)	12 (三)	12 (三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科日ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科日ハ左ノ學科日中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ
 國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ

關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科日ニ於テモ當ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
 各學科日ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ觀ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得 (大正九年省令第四號ヲ以テ改正)
 第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場

合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編 制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設 備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道徳上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室事務室其ノ他必要ナル實驗室圖書室、器械室、標本室ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規程アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 學則、日課表又教科用圖書配當表

二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表

三 生徒學籍簿、出席簿、身體検査ニ關スル表簿及入管延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四 試験ノ問題答案及成績表

五 資産原簿出納簿經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ

目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學、轉學、退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一名稱

二高等學校令第七條ノ事項

三學則

四各科ノ生徒定數

五位置及校地

六校舍ノ圖面及建設ノ設計

七開校ノ期日

八經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及

飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

(大正九年省令第四號ヲ以テ改正)

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、國史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

(昭和二年省令第十八號ヲ以テ改正)

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二 高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試驗ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試驗ノ成績トヲ併セ考査シテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ試驗ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考査ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考査ヲ行フコトヲ得(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

フコトヲ得(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得(昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校尋常科各學年ノ課程又ハ全學科ノ修了ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ高等學校高等科各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試驗ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試驗ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試驗ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得 (昭和二年省令第二十八號ヲ以テ改正)

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ
 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 二 學力劣等ニシテ成績ノ見込ナシト認メタル者

三 引續キ一年以上缺席シタル者
 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
 五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令改正ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十四條ノ規定改正ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八 高等學校高等科入學資格試驗規程 (大正八年文部省令第九號)

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ

第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第五條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存ス

ヘシ

第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九 文部省直轄諸學校外國人特別入學規程 (明治三十四年文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄諸學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料入學料及授業料

ハ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用

(明治四十四年文部省令第十六條)

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ臺灣人ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府朝鮮人ノ入學ニ關シテハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス (明治四十四年十月六日朝鮮留學生監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト看做ス通牒) (大正元年十一月六日臺灣留學生監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト看做ス通牒)

十一 文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ヲクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程 (明治三十八年文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

十二 文部省直轄諸學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校

(大正十一年十二月二十七日) 專門學務局長通牒

同一人ニシテ大學豫科、實科、專門部若ハ直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタルトキハ本人ノ選擇ニ依リ其ノ入學スヘキ大學豫科、實科、專門

部若ハ學校ヲ決定シ得

十三 高等學校高等科學力檢定規程 (大正十年十一月) 文部大臣訓令

第一條 高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ之ヲ施行ス

試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試驗ハ高等學校高等科學卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ高等學校高等科學ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ必修各學科日ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗ヲ行フヘシ

第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ 既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ(證明書式略ス) 附 則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

第四學則

第一章 學科

第一條 本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ高等學校高等科文科及理科トス

第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

第二章 學年學期及休業

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ニ二學期ヲ設ク

第一學期ハ四月一日ヨリ十月三十一日ニ至リ

第二學期ハ十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

日曜日	四月二十九日
天長節	五月三十日
創立記念祝日	

夏季休業 七月十一日ヨリ九月五日ニ至ル

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日

春季休業 三月十一日ヨリ四月七日ニ至ル

第三章 入學及在學

第六條 入學ノ期ハ毎年學年ノ初トス

第七條 入學ヲ志望スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及入學考查料ヲ

添へ本校ニ差出スヘシ

第八條 入學考查料ハ金五圓トス

一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第九條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科甲類

英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科乙類

獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科甲類

英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科乙類

獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ニ外國語ヲ課スル場合英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上

(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其

ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類

又ハ理科乙類ニ限ル

第十條

各科入學志願者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試験ノ成績トヲ併セ考查シテ入學者ヲ選拔ス尙必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シ人物考查ヲ行フコトアルヘシ但シ試験ハ之ヲ行ハサルコトアルベシ

第十一條

入學後ニ於テハ轉科轉類ヲ許サ、ルヲ以テ原則トス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ學則施行細則ノ規定ニヨリ特ニ之

ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條

入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料金三圓ヲ添ヘ本校ニ差出シ且大正七年勅令第三百八十九號第十二條ノ入學資格ヲ證明スヘキ修了證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ノ檢閲ヲ受クヘシ前項ノ手續ヲ了セサル者ハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス

一旦納付シタル入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ還付セス

第十三條

入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ノ宿所氏名ヲ届出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條

退學セシ者再入學ヲ願フトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四章

成績考查

第十五條

各學年第二學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考查シテ學年成績及卒業成績ヲ定ム

第十六條

學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰、平常成績及試験ノ成績

ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十七條 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條 試験ヲ分チテ通常試験及定期試験トス通常試験ハ課業ノ進度ニ應シ隨時之ヲ施行ス定期試験ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條 學業成績ハ科目評點及平均評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最高點トス

第二十條 試験ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間ニ二回トモ定期試験ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條 缺席、休學、停學等ノ爲メ平常成績ノ考查ヲ爲ス能ハサル者ニ就テハ、臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條 學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一、平均評點六十未滿ナルコト

二、一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三、科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四、科目評點六十未滿ノモノ五科目以上アルコト

第二十三條 進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進歩ノ狀況ヲ參酌シテ黜陟スルコトアルヘシ

第二十四條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年ノ各學科目ヲ履修セシム

第五章 特 待 生

第二十五條 品行方正學業成績優等ナル生徒中若干ヲ選抜シテ特待生トス

第二十六條 特待生ハ每學年之ヲ定ム

第二十七條 特待生ニ對シテハ授業料ヲ徵收セス

第二十八條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認めタルトキハ之ヲ罷ム

第六章 授 業 料

第二十九條 授業料ハ一學年金六拾五圓トス但シ大正十三年度以前ニ入學シタル者ハ金五拾圓大正十年度以前ニ入學シタル者ハ金四拾圓大正八年度以前ニ入學シタル者ハ金參拾五圓トス

第三十條 授業料ハ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期分納額	大正十四年度以後ニ入學シタル者	參拾貳圓五拾錢
	大正十三年度以前ニ入學シタル者	貳拾五圓
第二學期分納額	大正十四年度以後ニ入學シタル者	貳拾五圓
	大正十三年度以前ニ入學シタル者	貳拾圓

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 授業料ハ缺席、停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ休學者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ半減ス

第三十二條 第一學期ニ於テ退學シタル者ニ對シテハ次學期ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條 學年ノ半途ヨリ再入學ノ許可ヲ受ケタル者ノ當該學期授業料ノ分納額ハ一箇月金六圓五拾錢第三十六條ニヨリ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一ヶ月金六圓五拾錢(大正十三年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金五圓大正十年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金四圓大正八年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金參圓五拾錢)ノ割ヲ以テ其月分ヨリ之ヲ徵收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第一學期分授業料ノ月割ニ關シテハ七月、八月ヲ算入セス

第七章 休學及退學

第三十五條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程

ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第三十八條 休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三

十六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス

第三十九條 生徒退學セントスルトキハ其事由ヲ申出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

一、正當ノ理由ナクシテ引續キ三十日以上缺席スル者

二、出席常ナラサル者

三、引續キ一年以上出席セサル者但シ休學ノ期間ハ本號出席セサル

日數ニ算入セス

四、學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

五、授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者

第四十一條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘ

シ

第八章 懲 戒

第四十二條 學紀風紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ之

ヲ懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラズ主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、謹慎、放校ノ三トス謹慎ニハ停學

ヲ附加スルコトアルヘシ

第四十四條 戒飭ハ訓戒ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時間特別ノ

監督ノ下ニ反省セシメ放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章 校章及服制

第四十五條 本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス其ノ様式左ノ如

シ(様式略ス)

第四十六條 第一校章ハ制帽ノ前章トス

第四十七條 第二校章ハ衣釦、紋章其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條 本校生徒ノ制服ハ正帽、衣、袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆、「マント」

トス
前項服制ノ制服左ノ如シ

一、正 帽

製式 丸形

品質 羅紗

色 黒

前章 眞鍮製金色第一校章(縦徑八分横徑九分五厘)

横章 白線二條(幅各二分)

二、衣

製式 背廣形立襟(襟角形)「ポケット」ハ上衣ノ左右兩脇及左胸部

ニ各一箇トス

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

襟章 文科ハL、理科ハS(眞鍮製金色縦徑五分)

釦 練製黒色、徑七分第二校章ヲ附ス(一列五箇)

三、袴

製式 普通

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

四、靴

品質 革、「ズツク」又ハ「ゴム」

色 黒

五、略帽

製式及品質 麥藁製普通形(縁約三寸高約三寸)

鉢巻 黒地(幅約一寸七分)ニ白線二條(幅各二分)

前章 正帽ニ同シ

四、夏衣及夏袴

製式、釦、襟章ハ二、三ニ同シ

品質 小倉綾織

色 藍鼠霜降

七、脚絆

製式 卷脚絆

品質 綿布、麻布又ハ羅紗

色 濃紺又ハ黒

八、マント (頭巾ヲ附ス)

製式 普通

品質 羅紗(襟ニ「ビロード」毛皮等ヲ附スルヲ得ス)

色 黒色(表裏共同シ)

長 膝下參寸以内

第十章 學寮

第四十九條 學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育スル處トス

第五十條 學寮ハ一學年ヲ以テ一期トシ開閉ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五十一條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ

受ケタルモノ、外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十二條 前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ

許可ヲ受クヘシ

第五十三條 學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具

シ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セ

シムルコトアルヘシ

第五十五條 學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期分納額金拾圓

第二學期分納額金拾圓

第一學期ニ退寮シタル者ニ對シテハ次期ノ學寮費分納額ヲ免除ス

學年ノ半途ヨリ入寮シタル者ノ當該學期學寮費ノ分納額ハ一箇月

金貳圓ノ割ヲ以テ其月分ヨリ之ヲ徴收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ

納付セシム但第一學期分學寮費ノ月割ニ關シテハ七月、八月ヲ算入

セス

既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス
學寮費納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戻スル行爲アリト認ムル
トキハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第十一章 圖書及器具機械

第五十七條 本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十八條 書庫ニ於テハ本校所藏ノモノ、外他ノ委託ニ係ル圖書
ヲ保管スルコトアルヘシ

第五十九條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別
ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十條 職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クル
コトヲ得

第六十一條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十八條
ノ圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十二條 本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アル

モノハ圖書ノ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十三條 本校所藏ノ學術用器具及機械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十四條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器具及機械ヲ使用
スルコトヲ得

第六十五條 本校ノ圖書器具及機械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキ
ハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ
其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五 評議員會規則

第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク

第二條 評議員ハ教授中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三條 評議員會ハ校務ニ關シ諮問ヲ要スルトキ校長之ヲ開キ其ノ
意見ヲ問フ

第六 生徒心得

本校生徒タルモノハ徳性ヲ涵養シ知能ヲ練磨シ以テ國家有用ノ器材
タランコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的
トスヘキ大綱ヲ舉示スルコト左ノ如シ

- 一、志操ヲ固クシ實行ヲ勵ミ學業徳器ノ大成ヲ期スヘキコト
- 二、身體精神ヲ鍛鍊修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト
- 三、獨ヲ慎ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト
- 四、規律ヲ守リ責任ヲ重ンシ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト
- 五、師長ヲ尊敬シテ溫恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融
和ノ實ヲ舉クヘキコト

第七 第八高等學校講演會

- 一、目的 普通教育者ニ必要ナル學術ノ補習
- 二、會場 本校内

- 三、會期 夏季休業中一週間乃至二週間
- 四、講演科目 其都度之ヲ定ム
- 五、講師 本校職員
- 六、聽講料 一科目金壹圓五拾錢、以上一科目ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ徵收
ス
- 七、證明 聽講終了者ノ希望ニ應シ證明書ヲ與フ

第八 運動獎勵ニ關スル方針

- 一、運動ハ體育心育兩全ヲ目的トス
- 一、事情ノ許ス限リ各種ノ運動ヲ均シク獎勵ス
- 一、全生徒ハ運動ニ參加シ各人常ニ一種以上ノ運動ヲ練習スルヲ例
トス
- 一、運動ノ爲メニ學業ノ時間ヲ割カサルヘシ
- 一、實力ノ養成ヲ主眼トシ競技上ノ勝敗ニ腐心セサルヘシ
- 一、他校又ハ諸種ノ團體ニ於ケル競技ノ趣旨本校ノ方針ニ反スルト

- キハ本校生徒ハ之ニ加ハラサルヘシ
- 一、時々大小各種ノ競技會ヲ催ス
- 一、競技會ニ於テハ虚飾ヲ去リ餘興又ハ之ニ類スルコトヲ行ハサルヘシ

第九 細 則

一 學則施行細則

第一章 學科及授業

- 第一條 學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施ス
- 第二條 高等學校規程第四條第四項ノ隨意科ヲ修メントスル者及同規程第二十條ノ選擇科目ヲ選定セントスル者ハ指定ノ日迄ニ其ノ志望ヲ届出ツヘシ
- 第三條 學則第十一條但書ニヨリ轉科轉類ヲ希望スルモノハ檢定料金五圓ヲ添ヘ二月五日迄ニ願出ツヘシ此場合ニ於ケル詮議ノ條件

左ノ如シ

- 一、轉科轉類ハ同學年若ハ其ノ以下ノ學年ニ限ル
- 二、第一學年ニ轉科轉類セントスル者ニハ入學選抜試驗ヲ受ケシム
- 三、第二學年以上ニ轉科轉類セントスル者ニハ缺員アル場合ニ限リ左ノ方法ニ依リ特ニ許可スルコトアルヘシ
 - (一) 轉科轉類セントスル者ニ對シテハ從來ノ操行及學業成績ヲ參考シタル上檢定試験ヲ課ス
 - 檢定試験ハ轉入セントスル科類ニ於ケル前學年以下ノ全學科目ニ付之ヲ課スルモノトス但シ轉科轉類セントスル者ノ既修シタル學科目ニシテ其内容程度及毎週教授時數ニ於テ同等以上ト認ムヘキ場合ハ當該學科目ニ限リ試験ヲ果セサルコトアルヘシ
 - (二) 轉科轉類ノ時期ハ學年ノ始トス
- 第四條 毎週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ半途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第五條 一授業時ヲ五十分トス

實驗、製圖、實習、體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業スルコトアルヘシ

第六條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第七條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク

一、 試験、檢閱、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二、 教官ノ出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ

第八條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條 教科用圖書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ校長之ヲ定ム

第二章 編制

第十條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス

組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

第十一條 各學級ニ總代二人ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其中ニ就キ校長之ヲ命ス

第十二條 級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第十四條 全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス

生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 成績考查、試験、檢閱

第十五條 學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文科

	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	二	二	二
第一外國語	二	二	二
第二外國語	一〇	一〇	一〇

第一外國語	修國語及漢文	修身	理科									
			計	體操	自然科學	數學	法制及經濟	心理及論理	哲學概說	地理	歷史	
二	二	一	二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	—	—	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二
二	—	—	二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

計	體操	圖畫	法制及經濟	心理	礦物及地質	植物及動物	化學	物理	數學	第二外國語	
										學	語
三二	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	〇
三二	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	〇
二二	—	〇	—	—	—	二〇	二	二	—	二	〇

隨意科ノ科目評點ハ學則第二十二條ノ條件ヲ加フ
 第十六條 各教官ハ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル科目評點ヲ定ム
 ム但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム

修身擔任教官ハ第一學期末ニ於ケル成績考查ヲ行ハサルコトヲ得

第十七條 各科目ノ學年評點ヲ定ムルニハ第一次評點四、第二次評點五ノ比ヲ以テ參酌平均ス

第十八條 第一學年總點ノ二倍、第二學年總點ノ三倍及第三學年總點ノ五倍ノ總和ヲ以テ卒業評點トス

第十九條 在學生徒ノ席次ハ前學年ノ成績ヲ按シ各學級ニ就キ校長之ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各科類ニ就キ校長之ヲ定ム

第二十條 通常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ常例トス其ノ期日ハ擔任教官之ヲ定メ施行後學級主任ニ通知スヘシ之ヲ豫メ生徒ニ告知スル場合ニハ前以テ學級主任ニ協議スルヲ要ス

第二十一條 定期試驗ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行フ

第二十二條 第一次定期試驗ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二次定期試驗ハ第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二十三條 修身ノ試驗ニ關シテハ前三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ

得

第二十四條 試驗問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試驗ニ關スルモノハ試驗施行後三日以内ニ報告スヘシ

第二十五條 檢閱ハ生徒除隊規律ノ張弛志氣ノ振否服裝ノ整否教練ノ進歩ヲ檢スル爲メ之ヲ行フ

第二十六條 檢閱ハ定期檢閱及臨時檢閱トシ定期檢閱ハ每學期一回之ヲ行フ

第二十七條 檢閱ノ期日及方法ハ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官之ヲ擔任ス

檢閱成績ハ體操教官ニ於テ學業成績考查ノ參考トス

第四章 授業料、學寮費

第二十八條 授業料納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月十七日ニ至ル

第二學期分 其ノ年十一月一日ヨリ同月十日ニ至ル

第二十九條 學寮費納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月十九日ニ至ル

第二學期分 其ノ年十一月一日ヨリ同月十日ニ至ル

第三十二條 授業料又ハ學寮費ノ滯納三週日ニ及フモノハ授業ヲ停止ス

第五章 在學及休學

第三十一條 生徒ハ左記ノ一ニ該當スル者ヲ除ク外入學後一學年間

ハ總テ學寮ニ入ルヘク其ノ後ハ學寮又ハ本校公認下宿ニ入ルヘシ但シ特別ノ事情アルモノハ願出ニヨリ審査ノ上他ヨリ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、 自宅ヨリ通學スルモノ

二、 職員宅ヨリ通學スルモノ

三、 親戚宅ヨリ通學スルモノ

第三十二條 生徒遅刻、缺課又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ五日以内ニ事由ヲ詳記シ届出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ渉ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十三條 生徒左ノ事由ニヨリ缺席、缺課届出ノ場合ハ其ノ他ノ事由ニヨル缺席、缺課ト區別シ缺席日數又ハ缺課時數ニ算入セス

一、 父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以内祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リタルトキハ五日以内其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以内

二、 學校所在地ニ於テ同學級生徒葬儀ノ場合ハ會葬ニ要スル時間

第三十四條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラズ毎年四月八日ヨリ同月二十五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル届出ヲ爲スヘシ

第三十五條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條 生徒戶籍又ハ父兄ニ關スル届、宿所ニ關スル届ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ届出ツヘシ但シ戶籍異動ノ場合ハ抄本ヲ添付スヘシ

第三十七條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ

第三十八條 通學生徒歸省旅行一週日ニ渉ル場合ニハ事由及旅行先

ヲ詳記シ豫メ届出ツヘシ

第三十九條 疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第四十條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役名服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第四十一條 生徒ヨリ提出スル總テノ願届書ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

第六章 校章及服裝

第四十二條 生徒第一校章ヲ使用セントスル場合ハ豫メ許可ヲ受クヘシ

第四十三條 生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ體操教授ヲ受クル場合ニハ特ニ指定シタル場合ノ外ハ體操靴(編上式ニテ裏踵ナキモノ)ヲ着用スヘシ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得

第四十四條 止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ事由ヲ詳記シ之ヲ届出ツヘシ

第四十五條 儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正装トス

第四十六條 生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ着クヘシ

第四十七條 夏服用期間ハ五月十日ヨリ十月十日迄トス但シ時宜ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四十八條 夏服用期間ニ於テハ儀式ノ場合、體操教授ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第四十九條 新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ五月十日ヨリ本章中服裝ニ關スル規定ヲ適用ス

第七章 野外演習及射擊演習

第五十條 體操科ノ一部トシテ野外演習及射擊演習ヲ行フ射擊演習ハ之ヲ分チテ狹窄射擊演習及實包射擊演習トシ別ニ期ヲ定メテ之

ヲ行フ

第五十一條 生徒ハ前條演習ノ費用トシテ每學年金參圓ヲ第一學期分授業料ト共ニ會計係ニ納付スヘシ但シ體操ヲ免除セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

第五十二條 野外演習費及射擊演習費ニ不足ヲ生スル虞アル時ハ更ニ之ヲ徵收シ剩餘ノ見込アル時ハ校長ノ決議ヲ經テ臨機ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

第五十三條 毎年二月演習費用ヲ計算シ剩餘アリタルトキハ野外演習ヲ施行セサル場合ニ限り之ヲ返戻ス但シ演習出席ノ有無ニ拘ラズ其ノ費用ヲ控除ス

決算公表當日ヨリ三十日以内ニ其ノ請求ヲナサ、ルトキハ剩餘金ヲ返戻セスシテ之ヲ翌年度ノ演習費ニ繰入ルモノトス

第五十四條 野外演習及射擊演習ニ關スル必要事項ハ其ノ都度之ヲ達示ス

第八章 學寮

第五十五條 學寮生徒ハ生徒監指導ノ下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第五十六條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム

第五十七條 寮内日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒監之ヲ定ム

第五十八條 學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

一、寮内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト

二、寮内ノ清潔及衛生ニ關スルコト

三、炊事事務炊事監督ニ關スルコト

四、其ノ他必要ナル事項

第五十九條 各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ一學年トス總代ハ各室生徒互選トシ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス

委員ハ各寮第三、二年生徒ノ互選ニヨリ選定セル候補者ニ就テ校長之ヲ命ス

第六十條 寮委員ハ生徒監ノ指示ニ從ヒ寮内整理ノ責ニ任シ寮紀規

約ノ實行ヲ督勵ス
 第六十一條 總代ハ室内整理ノ責ニ任シ兼テ室員ヲ代表ス
 第六十二條 止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
 第六十三條 外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遅レタルモノハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ届出ツヘシ
 第六十四條 止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受ケ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ
 外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ當日門限時限迄ニ其ノ事由ト居所ト届出テ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ
 第六十五條 學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行先ヲ明記シ願出テ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
 歸寮ノ際ハ歸省先又ハ外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ
 第六十六條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシム

ヘカラス
 第六十七條 不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第九章 圖書

第六十八條 本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス
 第六十九條 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得
 第七十條 學則第五十九條ニ依リ特別ノ場所ニ備附クル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス
 第七十一條 教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得
 第七十二條 貴重圖書、閱覽室備付ニ缺クヘカラスル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書二部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

- 第七十三條 圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ就キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス
 - 第七十四條 借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ
 - 第七十五條 生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽券ヲ設ケ每學年ノ始メ圖書課ニ於テ之ヲ交付ス
 - 第七十六條 本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書閱覽特許證ヲ附與ス
 - 第七十七條 閱覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出ツヘシ
 - 第七十八條 圖書閱覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ
 - 一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ
 - 一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ
 - 一、祝日大祭日
- 前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

- 圖書閱覽室開閉ノ期間ハ其ノ時々之ヲ定ム
- 第七十九條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ閱覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出ス可シ但シ閱覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閱覽ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 第八十條 閱覽者ハ閱覽終レハ直チニ圖書ヲ返納スヘシ
- 閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携帯スルコトヲ得ス
- 第八十一條 閱覽者ハ一時ニ洋書六冊和書十一冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス
- 第八十二條 學則第五十八條ニ依リ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名著譯編者名裝訂別冊數及見積價格ヲ具シ委託期限ヲ定メテ校長ノ承認ヲ受クヘシ
- 前項ノ圖書ニハ委託者又ハ所有者ノ捺印アルヲ要ス
- 第八十三條 委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ
- 本校ハ之レニ對シ受領證ヲ交付ス
- 第八十四條 委託圖書ハ書庫以外ニ備付タルコトヲ得ス

委託圖書ノ閲覧ニ關シテハ委託者ノ希望ニ依リ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

第八十五條 火災盜難其ノ他ノ事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

二 生徒心得細則

第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ

第二條 生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス

第三條 校内ニ於テハ生徒控所、屋外ノ空地及道路(正門ヨリ玄關ニ至ル道路ヲ除ク)ノ外喫煙スヘカラス

第四條 生徒揭示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ

揭示ハ特別ノ許可ヲ受ケタルモノ、外左ノ制限ニ依ルヘシ

一、 揭示用紙ハ縱二尺三寸以内横四尺六寸以内

二、 揭示一件ニツキ用紙一枚ヲ限トス

第五條 生徒集會ヲ催ストキハ豫メ生徒課ニ届出ツヘシ

第六條 授業ヲ受クル時ノ外教室ニ入ルヘカラス但シ第一鐘後授業

準備ノ爲教室ニ入ルコト及當該教官ノ許可ヲ得テ特別教室ニ入ルコトハ此ノ限ニアラス

第七條 帽、マント、書籍、ノート、ブツク等生徒携帯品ニハ氏名ヲ記入スヘシ

第八條 告示ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、助教授、講師及備外國人教師ヲ包含ス

第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス

第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官擔任トス

第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任、學級主任、指導教官ノ事務ニ従事スヘシ

- 第五條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ従事スヘシ
 - 第六條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選抜試験、高等學校高等科學力檢定試験其ノ他臨時ノ事務ニ従事スヘシ
 - 第七條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ
 - 第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス
 - 第九條 第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス
- 第二章 事務員ノ服務
- 第十條 書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ従事スヘシ
 - 雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ勤務スヘシ
 - 第十一條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ勤務時間外又ハ休日ト雖モ執

- 務スヘシ
- 第十二條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ記シ届出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ涉ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ
 - 第十三條 執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ
 - 第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ届出ツヘシ
 - 第十五條 親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ
 - 第十六條 轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セントスル者ハ日限及行先地ヲ記シ許可ヲ受クヘシ
 - 第十七條 陸軍召集令又ハ海軍召集條例ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應スルモノハ日限及應召地部隊艦艇等ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前届出ツ

第十八條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出
テ且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口
頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ

第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事
項ノ履歷上ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任、免官、休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキ
ハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ
事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事
ス

第二十四條 學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ
視察スヘシ

學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十五條 學校醫ハ每週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視
察シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ
作成スヘシ

第二十七條 學校醫ハ學生生徒兒童身體檢查規定ニヨリ生徒ノ身體
ヲ檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ
請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病
ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙ホ其ノ
狀況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要
ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ検査シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十二條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

- 一、 生徒ノ操行ヲ調査スルコト
- 二、 生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト
- 三、 生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト
- 四、 教室内ノ秩序ヲ保持スルコト
- 五、 擔任學科教授要目ヲ調製スルコト
- 六、 教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト
- 七、 修學旅行ニ關スルコト
- 八、 其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト

第三十三條 訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒監ヲシテ之ヲ主掌セシム
生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十四條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス
第三十五條 教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任主任學級主任及指導教官ヲ置ク

第三十六條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス
修身科 修身

第一文學科 哲學概説、心理及論理、歴史、地理、法制及經濟

第二文學科 國語及漢文

第一語學科 英語

第二語學科 獨語

第一理學科 數學、物理、化學、自然科學

第二理學科 植物及動物、礦物及地質、自然科學

第三理學科 圖畫

體操 科 體操

第三十七條 學科主任ノ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、當該學科教授ノ統一進歩ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト

二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト

六、其他當該學科ニ關スルコト

第一文學科、第二文學科、第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許

可ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコト

ヲ得

第三十八條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條 學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ、校規命令ヲ實行セシメ及

其ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ隨

機處理スルモノトス

第四十條 學級主任ノ任期ハ一箇年トス

第四十一條 指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之

ニ分屬セシム但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコト

ヲ得

第四十二條 指導教官ハ其ノ擔任ニ屬スル生徒ノ品行學業健康等ニ

關シ在學中絶エス適宜ノ指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本分ヲ完

ウセシメンコトヲ期スヘシ

第四十三條 指導教官ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外其ノ擔任ニ屬

スル生徒ヨリ本校ヘ差出スヘキ總テノ願届書ヲ審査スヘシ

第五章 分課事務

第四十四條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課、庶務課及會計係ヲ置キ事務

ヲ分掌セシム

第四十五條 各分課ニ課長ヲ會計係ニ主任ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

課長及主任ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十六條 分課所屬ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第四十七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 生徒ノ訓育風紀ニ關スルコト
- 二、 生徒ノ勤惰ニ關スルコト
- 三、 生徒ノ管理、監督及訓誨、懲戒ニ關スルコト
- 四、 指導教官及學級總代ニ關スルコト
- 五、 生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
- 六、 退學及休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 七、 在學證明ニ關スルコト
- 八、 生徒除ニ關スルコト

九、 生徒ノ頭伺届ニ關スルコト

一〇、 體育及運動ニ關スルコト

一一、 學校衛生ニ關スルコト

一二、 身體檢査ニ關スルコト

一三、 生徒控所ニ關スルコト

一四、 卒業生ニ關スルコト

一五、 學寮ノ管理及警備ニ關スルコト

一六、 學寮當直ニ關スルコト

一七、 生徒ノ入寮退寮寮ニ關スルコト

第四十八條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、 學科課程及教授要目ニ關スルコト

二、 教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト

三、 授業及休業ニ關スルコト

四、 教科用圖書ニ關スルコト

五、 生徒募集及入學ニ關スルコト

- 六、選拔試驗ニ關スルコト
 - 七、成績考查進級卒業及成績證明ニ關スルコト
 - 八、試驗檢閱及學力檢定ニ關スルコト
 - 九、學級編成ニ關スルコト
 - 一〇、生徒ノ修業科類及志望學科ニ關スルコト
 - 一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 一二、教官ノ報告ニ關スルコト
 - 一三、教官會議ニ關スルコト
 - 一四、野外演習射擊演習及修學旅行ニ關スルコト
 - 一五、參觀人取扱ニ關スルコト
 - 一六、教室及教官室ニ關スルコト
- 第四十九條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、圖書保存及整理ニ關スルコト
 - 二、圖書印ヲ管守スルコト
 - 三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト

- 四、書庫及閱覽室ニ關スルコト
 - 五、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 六、圖書貸付ニ關スルコト
 - 七、新聞雜誌年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト
- 第五十條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
- 二、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト
- 三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
- 四、職員ノ服務ニ關スルコト
- 五、雇外國人ニ關スルコト
- 六、公文書處理ニ關スルコト
- 七、統計報告一覽等ニ關スルコト
- 八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
- 九、日誌及諸記録ニ關スルコト
- 一〇、諸儀式ニ關スルコト

- 一一、校章及校旗ニ關スルコト
 - 一二、寄贈ノ金品等ニ關スルコト
 - 一三、事務當直ニ關スルコト
 - 一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト
- 第五十一條 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二、資金ニ關スルコト
 - 三、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四、歳入、歳出及物品證明ニ關スルコト
 - 五、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
 - 六、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 七、修繕ニ關スルコト
 - 九、電話、電燈、瓦斯、給水及暖爐取扱ニ關スルコト
 - 一〇、校内一般ノ警備取締ニ關スルコト
 - 一一、校舎内外ノ洒掃ニ關スルコト

- 一二、備人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第五十二條 各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
- 第五十三條 各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

- 第五十四條 公文書ハ第五十五條ニ依ルモノ、外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徴スヘシ
- 二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ
- 親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ
- 第五十五條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ
- 第五十六條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受

- スヘシ
- 一、 教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
 - 二、 生徒ヨリ差出ス願届書類
 - 三、 入學志願者受験名票
 - 四、 其他校長ノ指定シタル書類
- 第五十七條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ
- 事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ
- 第五十八條 左ノ文書ハ主掌課長又ハ任主限リ處分スヘシ
- 一、 生徒在學證明ニ關シ徵兵事務ニ關係ナキモノ
 - 二、 生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ
 - 三、 生徒ノ宿所、入寮、退寮及諸届出ニ關スルモノ
 - 四、 物品ノ支給ニ關スルモノ
 - 五、 一定ノ例規ニ依ルモノ

- 第五十九條 決裁済ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第六十條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ
- 第六十一條 庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ號番ヲ付シ之ヲ件名簿ニ登記スヘシ
- 第六十二條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日、受信名、發信名、料金を登記シ取扱主任檢印スヘシ
- 第六十三條 事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以内ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム
- 前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ篇纂シ之ヲ保存スヘシ
- 第六十四條 各分課ニ於テハ其ノ保存スヘキ文書ノ篇纂又ハ整理方

法ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ
 第六十五條 文書處理ノ齊一整頓ヲ計ル爲メ毎年一回檢閲ヲ行フ但シ檢閲ハ機密書類及未完ノ文書ニ及ホサス
 文書檢閲委員ハ其ノ都度職員中ニ就キ之ヲ命ス

第七章 報 告

第六十六條 教育又ハ事務ニ關シ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ各主管職員ノ責任ヲ以テ報告ヲ爲スヘシ
 第六十七條 報告ヲ分チテ定期報告及臨時報告トス
 第六十八條 定期報告ノ種類左ノ如シ

- 一、週 報
- 生徒課週報
- 二、月 報
- 庶務課月報
- 生徒課月報
- 圖書課月報

三、學期報

- 教務課學期報
- 生徒課學期報

四、年 報

- 教官年報
- 生徒監年報
- 教務課年報
- 生徒課年報
- 圖書課年報
- 庶務課年報

第六十九條 週報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ學期末後二十五日以内ニ、年報ハ毎年四月末日マテニ校長ニ提出スヘシ

第七十條 定期報告ハ別ニ定ムル様式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ
 第七十一條 教官年報ハ各學科主任ニ於テ取經ノ意見アルモノハ之

ヲ附記シテ進達スヘシ
第七十二條 臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時臨時之ヲ提出スヘシ

第八章 表簿

第七十三條 本校ニ於テハ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十四條 生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、 學籍簿
 - 二、 生徒父兄届綴
 - 三、 生徒學歴綴及生徒履歴書綴
 - 四、 生徒出席簿
 - 五、 生徒寫眞帖
 - 六、 在寮生徒名簿
- 學籍ハ毎年五月十五日限整理シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ
- 第七十五條 教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、 教授要目
 - 二、 各教官受持學科目及時間表
 - 三、 各學級授業時間及教室配當表
 - 四、 教科用圖書配當表
 - 五、 生徒學業成績表
 - 六、 學年曆
 - 七、 入學志願者受験名票
 - 八、 入學者選抜試驗答案
 - 九、 入學者選抜試驗成績表
 - 一〇、 試驗問題
 - 一一、 教官會議記錄
 - 一二、 教務日誌
- 第二第三第四ノ各表ハ複本ヲ調製シ校長ニ提出スヘシ
- 學年曆ハ前學年三月末日限決裁ヲ受クヘシ
- 第七十六條 圖書課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、圖書分類目錄
- 二、圖書借用證書

第七十七條 庶務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、勅語謄本
 - 二、職員履歷書
 - 三、命課簿甲乙
 - 四、旅行決裁簿
 - 五、誓簿
 - 六、學校一覽表
 - 七、職員出勤簿
 - 八、日誌
 - 九、事務曆
- 學校一覽表ハ毎年四月末日現在ニ依リ五月末日限調製シ其ノ複本ヲ校長ニ提出スヘシ
事務曆ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ

第七十八條 會計係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學校平面圖

學校平面圖ハ建物、水管、瓦斯管、電線、暖爐、堀井ノ配置ヲ記入シ複本
二通ヲ調製シ一通ヲ校長ニ提出シ一通ヲ庶務課ニ回付スヘシ

第九章 當直

第七十九條 當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス

第八十條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ

第八十一條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第八十二條 生徒監ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十條第二項ノ當直番ヲ除番ス

第八十三條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

- 一、出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日
- 二、病氣缺勤中

- 三、 賜暇ノ當日
- 三、 忌引中
- 五、 新任者着任ノ日ヨリ起算シテ七日間
- 六、 以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ
- 第八十四條 事務當直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ
 - 一、 校舍各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト
 - 二、 校舍内外ノ取締ヲナスコト
 - 三、 接受シタル物件ヲ處理スルコト
 - 四、 火災ノ虞アル場所ト器物トニ對シ特ニ注意スルコト
- 第八十五條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執ルヘシ
- 第八十六條 當直者ハ勤務中。學校ヲ離ル、コトヲ得ス
- 第八十七條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得
- 第八十八條 當直中非常事故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十九條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課長學寮當直ニ在リテハ生徒監之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

- 第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理ス
- 第二條 物品ハ備品消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ専用スルモノヲ専用備品トス但シ備品及消耗品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム
- 第三條 受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ
- 圖書機械標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後直ニ當該監守者ニ交付シ其ノ受授ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任スヘシ
- 第四條 各課係又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ

數人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督スヘシ

一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品出納簿ニ照査スルコト

二、毎年一回備品支給簿、備品監守簿及消耗品受拂簿ニ依リ各課係又ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト

第六條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規定ノ監督ヲ怠リタルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣ニ具申ス

第七條 各課係又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

一、會計係 會計係、校長室、食堂、應接室、小使室及門衛室ニ屬スル物品並他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品

二、教務課 教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品

三、生徒課 生徒課、生徒控所及學寮ニ屬スル物品

四、庶務課 庶務課ニ屬スル物品

五、圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品

六、物理教室 物理教室ニ屬スル物品

七、化學教室 化學教室ニ屬スル物品

八、礦物地質教室 礦物地質教室ニ屬スル物品

九、動物植物教室 動物植物教室ニ屬スル物品

十、圖畫教室 圖畫教室ニ屬スル物品

十一、體操教室 體操用運動用物品

第八條 監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シテハ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スヘシ

第九條 各部所要ノ物品ハ品名數量需用ノ事由等ヲ記載セル請求書

ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ尙ホ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フヘシ

第十條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ

第十一條 臨時所要ノ物品ハ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ

第十二條 生産品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ
圖書機械標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ

番號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ

第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ備付ケ物品ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照シ備品ニアリテハ備品支給簿消耗品ニアリテハ別ニ指定スル用紙ニ領收ノ印ヲ捺シ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ備付ケ場所ヲ備考欄内ニ記シ其ノ所在ヲ明一スヘク消耗品ニアリテハ其ノ受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條 物品監守者交代シタルトキハ新監守者ハ物品監守簿ニ其ノ受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員轉免ノ場合ニハ其ノ專用備品ヲ物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十八條 物品監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添へ返付ノ手續ヲナシ物品會計官吏ニ其ノ修理又ハ引替ヲ請求スヘシ
物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者ニ引渡スヘシ

第十九條 不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ備考ニ其ノ事由年月日ヲ詳記スヘシ

物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ依リ毀損ノ経同ヲナシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ之ヲ審査シ尙ホ使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所用ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條 保管ノ備品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シクルトキハ始末書ヲ徴シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ届出ツヘシ

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ置クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ登記シ又在庫並使用物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名、冊數、出納、價格、納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別テ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目、箇數、價格、納人名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ記入シ又在庫並消費高ヲ明ニス

五、 共用普通物品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用物品ノ品目、數量、番號、授年月月等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、 専用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル専用備品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條

各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、 備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、箇數、記錄及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書、器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、 消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品ノ受拂ヲ明記スヘシ

三、 郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付ケ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十四條

物品檢閲ヲ分チテ定期臨時ノ二種トス定期檢閲ハ毎年八月臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條

物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ毎年校長之ヲ命ス

第二十六條

物品檢閲委員ノ檢査事項左ノ如シ

一、 物品保管ノ適否

二、 備品使用ノ適否

三、 消耗品消費ノ適否

四、 物品缺損ノ有無

五、 帳簿ト現品トノ對照

第二十七條

物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ關スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品

檢閱委員ノ質問ニ對シ答辯スヘシ

第二十八條 物品檢閱委員ニ於テ檢閱上故障ナシト認定シタルトキハ簿次ニ署名捺印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ

第二十九條 物品檢閱委員其ノ檢閱ヲ終リタルトキハ檢閱上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條 本細則ニ依ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
備品消耗品區別

凡例

- 一、 備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニ依リ之ヲ區別ス
- 二、 物品ノ性質ニ關シテハ
 - (イ) 比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシテ其ノ用ヲ爲スモノヲ備品トシ
 - (ロ) 毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用

三、 物品ノ用法ニ關シテハ

- (イ) 其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ保存スヘキモノヲ備品トス
- (ロ) 其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使用スヘキモノハ消耗品トス

四、 附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス
五 非常手配規定

- 第一條 校内失火又ハ近火ニシテ延燒ノ虞アル場合之ヲ認メタル者ハ直チニ非常號鐘ヲ以テ報シ退校後及夜間ハ特ニ學寮及事務當直ニ知ラスヘシ非常號鐘ハ○○○○○三點連續シテ打ツ
- 第二條 校内失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駆付ケ消火器、水道消火栓、唧筒ヲ使用シテ消火ヲナスヘシ
- 近火ノ場合ニハ適宜ノ場所ニ唧筒ヲ引出シ或ハ消火栓使用ノ準備ヲナシ防禦ノ用意スヘシ

以上ノ際ハ現場ノ上席者司令トナリ其實施ニ關シテハ概ネ第三條ニ依リ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三條 職員以下退校後第一條ノ場合ニ於ケル處置概ネ左ノ如シ

一、事務當直ハ電話(急使)ヲ以テ市設南消防署及校長各課長ニ急報シ學寮當直ト協力シテ直チニ事ニ當ルヘシ

二、學寮當直ハ號鐘ニ依リテ集合シ來ル者ヲ區署シテ消火器、消火栓、唧筒等ノ使用ヲ適切ナラシメ消火ノ方法ヲ講シ事務當直ト協力シ臨機物品ノ搬出警戒者ノ配置其ノ他所要ノ區署ヲナスヘシ

第四條 學寮閉鎖期間第一條ノ場合ハ事務當直ニ於テ第三條ニ準シ處置スヘシ

第五條 非常手配ノ部署ヲ分チテ本部、奉安處係、警戒部、防火部、運搬部トス

前項ノ外時ノ狀況ニ依リ豫備員部ヲ設ク

第六條 係員ノ部屬ニ關シ豫メ定ムルコト左ノ如シ

一、在校上席職員ハ本部ノ司令トナル

二、在校次席職員ハ奉安處係トナル

三、學寮生徒ノ部屬ハ第十四條ノ規定ニ依ル

四、非常警手ハ防火部ニ屬セシム

五、巡視ハ警戒部ニ屬セシム

六、各部配屬ノ上席職員ヲ以テ其ノ部ノ指揮者トス

前項以外諸員ノ部屬ハ緩急ニ應シ臨機司令ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七條 第一條ノ場合ニ於テ在校上席職員ハ應機適當ノ場所ニ本部ヲ開設シ本規程實行ノ責ニ任スヘシ

本部屬員ハ傳令用ノ外本部ヲ離ル、コトヲ得ス

第八條 職員及通學生徒備員非常信號ヲ聞キタルトキ又ハ急報ニ依リ駆付ケタルトキハ第六條ニ定メラレタルモノ、外直ニ本部ニ參着シ司令ノ區署ヲ受クヘシ

第九條 奉安處係ハ奉安處ニ參集シ附近ヲ警衛スヘシ

第十條 警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、表門及裏門ハ巡視ニテ見張番ヲナシ、唧筒、消防夫、警察官、諸官衛職員及平常出入ノモノ、外通門ヲ禁止シ、場合ニヨリテハ閉門スヘシ
- 二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊ヲ戒ムヘシ
- 三、受付一人以上表門ニ出テ、駆付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ
- 四、夜中ニ在リテハ表門、裏門、本部受付、玄關等ニ提灯ヲ點シ、其ノ他要所ニ點燈シ、又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ
- 五、瓦斯口、暖爐其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ、必要ト認メタルモノ、外ハ總テ消滅スヘシ
- 第十一條 防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、水道消火栓所在ニ備付ノ消火具、場合ニ依リ火元ニ遠キ場所分モ合シ、並ニ唧筒ヲ使用シテ消防ニ從事シ、又延燒ノ虞アル建物ノ窓ヲ閉チ水ヲ注キ、其ノ他飛火ノ移リ易キ場所物品等ニ就キ充分ノ豫防ヲナスヘシ
 - 二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ障礙物ヲ除キ、又上席職員ノ指揮ヲ受

- ケテ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壊作業ヲ施スヘシ
- 第十二條 運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、運搬用擔架及ズツク袋ヲ持出シ、物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ
 - 二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ、且書類及貴重機械ヲ先ニシ、次ニ圖書次ニ器具雜品ニ及フヘシ
 - 三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ
- 第十三條 豫備員部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ
 - 二、必要ト認メタル場合ニハ飲食食物供給ノ手配ヲナスヘシ
 - 三、各部手薄ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ、又ハ各部ノ請求ニ應シ司令ニ届告シテ之ニ參加スヘシ
- 第十四條 學寮生徒ハ第五條ノ各部ニ區分シ第九條乃至第十三條ニ依リ動作スヘシ、其ノ編成ハ每學年ノ始メニ於テ生徒監之ヲ定ム
- 第十五條 各係部員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ

第十六條 危急ノ場合前各條ニ依ルコト能ハサルトキハ係員臨機獨斷專行スヘシ

第十七條 常備非常用具ノ名稱箇數及備付場處左ノ如シ

名稱	箇數	備付場所	名稱	箇數	備付場所
消火栓用器具	九ヶ所	位置圖面記入	運搬用擔架	五	同
唧筒及附屬品	二	表門内西部物置	高張提灯及附屬品	一三	同
水運車	二	同	提灯	六	學寮玄關脇
運搬車	二	同	同	二〇	表門内西部物置
梯子	四	同	同	六	學寮玄關脇
繩子	一	同	燭	一〇〇	表門内西部物置
繩子	二	同	燭	五〇	學寮玄關脇
大槌	二	同	ツチ	一箱	表門内西部物置
大斧	二	同	水運ズツタ袋	一〇	表門内西部物置
鋸	四	同			本館小使室東

水運ズツタ袋	一五	學寮賄處	同	一	同 東上口
運搬用ズツタ袋	五	門衛所東	同	二	本館受付
同	二	庶務課	同	六	同 小使室
同	二	教務課	同	一	北三番教室入口
同	二	教官室	同	一	製圖教室入口
同	二	生徒課	同	一	動物物教室西入口
同	二	會計係	同	一	化學教室講義室入口
同	二	圖書教官室	同	一	物理教室講義室入口
同	一	動物地質教官室	同	一	生徒控所
同	一	植物物教室	同	一	發電所
同	二	化學教室	同	一	講堂西入口
同	四	物理教室	同	二	生徒圖書閱覽室
同	六	圖書室	同	一	同 事務室
運搬用綿布囊	六	學寮自第一室至第廿	同	一	門衛所
消火器	一	本館西入口	同	一	細道場
同	一	同 東入口	同	一	柔道場
同	一	同 階上西上口	同	一	

消火器	一	體操教官室	同	五	庶務課、生徒課、學寮事務室、會計係、圖書課各
	一	學寮玄關	同	一組	物理教室北入口
	二	學寮事務室	同	一組	化學實驗室北東角
	一	北寮西入口	同	一組	學寮炊事場東側
	二	中寮廊下東止	同	一組	學寮事務室南側
	二	南寮階上西上口	同	一組	講堂東側
	一	中寮階上	同	一組	表門衛所北側
	二	北寮階上西上口	同	一組	製圖教室西側
	一	學寮食堂	同	一組	生徒控所西側
	一	同 賄所	同	一組	北四番教室北側
	一	同 入浴場	同	一組	第一病室南側
	一	門衛所	同		

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條 前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

第十九條 每學期一回若ハ臨時ニ本規程手配ノ演習ヲ爲スヘシ

第二十條 消火器ハ毎年十一月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試驗ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

六 防疫規程

第一條 學寮生徒中赤痢、腸窒扶斯、バラ窒扶斯、發疹窒扶斯、痘瘡、猖紅熱、實布埤利亞、麻疹、流行性腦脊髓膜炎ノ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

一、患者ヲ其ノ寢具、被服、所持品ト共ニ攝生室ニ移スヘシ

二、患者ノ机、椅子、寢所ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ尙戸ノ引手及其ノ周圍ヲ洩レナク同水ヲ以テ拭ヒ椅子ノ布張ナル部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ

三、同室者ハ患者ノ座席寢所ニ遠サカラシメ又患者ノ觸レタルモノニ觸レシムヘカラス

四、食器ハ全部熱湯ニ浸シ消毒セシム若シ浸スコト能ハサルモノハ熱湯ヲ注キタル上之ヲ洗淨シ後乾燥セシスヘシ

- 食器ノ消毒ハ毎日一回夕食後之ヲ行ハシムヘシ但シ患者使用ノ分ニ限り毎食後消毒セシムヘシ
- 五、飲食物並食器類ニ蠅、蚊等傳染病媒介ノ虞アル昆虫ヲ接觸セシメサル設備ヲナスヘシ
- 六、患者ノ入りタル大便所ノ戸、戸ノ内外ニアル引手、床、四壁、天井及便所履物ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒ヲナシ大小便壺ハ便ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ攪拌シ大便所ハ一時閉鎖スヘシ
- 七、校醫ハ毎日患者ヲ診察スヘシ
- 八、攝生室ニハ昇汞水ヲ備ヘ患者及看護人ヲシテ出入毎ニ手指ヲ消毒セシムヘシ
- 昇汞水ハ毎日交換スヘシ
- 九、患者用便所ヲ定メ攝生室ニ於ケル如ク消毒設備ヲナスヘシ
- 一〇、嘔吐物等總テ患者ノ排泄物ハ同量ノ石炭酸水ヲ加ヘテ攪拌シ之ヲ便壺中ニ棄ツヘシ排泄物ニヨリテ汚染シタルモノ亦同シ若シ棄却シ能ハサルモノアルトキハ石炭酸水ヲ以テ充分ニ

拭ヒ消毒スヘシ

- 一一、看護人ハ成ルヘク始終同一人ヲ以テシ且消毒衣ヲ著セシムヘシ
 - 一二、看護人ノ外患者及患者用物品ニ接觸セシムヘカラス又面會人ハ一定ノ場所以外ニ立入ラシムヘカラス
 - 一三、麻疹、痘瘡、發疹、瘰癧ノ疑似患者發生シタル場合ハ特ニ浴室洗面所ヲ第二條第十五號第十六號ニヨリ消毒スヘシ
 - 一四、疑似患者傳染病ト決定シタル場合ハ直ニ入院セシメ第二條ニ依リ消毒スヘシ
- 第二條 學寮生徒中前條ニ掲ケタル傳染病患者又ハ「ベスト」コレラ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス
- 一、患者ハ即刻入院セシメ止ムヲ得サル場合ハ一時之ヲ隔離シ町村役場及警察署ニ通知スヘシ
 - 二、患者ノ帽、傘、履物、隔離用運搬具其他病毒ニ汚染セル疑アルモノハ内外面共石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シタル後一定ノ場

所ニ於テ内外面共一時間以上直接日光ニ曝シ一定ノ戸棚中ニ
 納入スヘシ若シ當日雨天曇天或ハ強風ノトキハ消毒後一定ノ
 場所ニ納入シ日光消毒ハ後日ニ譲ルヘシ
 患者ノ手ニ觸レタル書籍、筆、紙墨類其他ノ物品ニシテ石炭酸水
 又ハ昇汞水消毒ニ堪ヘサルモノ又ハ寢具、被服、枕、布張椅子等病
 毒内部ニ透浸ノ虞アルモノハ「フオルムアルデヒド」瓦斯ニ依
 リ消毒シ價値ナキモノハ燒棄スヘシ
 三、行李、靴類ニシテ内容清潔ナルモノハ外面ノミ石炭酸水ヲ以テ
 消毒シ内容物ハ便宜日光消毒ヲ行フヘシ又書籍、筆墨紙類ニシ
 テ發病前ヨリ使用セス清潔ナルモノハ日光消毒ヲ爲スヘシ
 四、患者室ノ戸、戸棚、四壁、天井、床、疊ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消
 毒シ疊ハ更ニ表裏共日光ニ曝スヘシ戸ノ消毒ニツキテハ特ニ
 引手ノ部分ニ注意スヘシ
 五、患者室ニアル椅子、机、本立、机抽斗内其他室内備付物品ハ石炭酸
 水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ椅子ノ布張ノ部分ハ同水ニ浸シタ

六、同室者ノ手指及履物ノ裏面ヲ昇汞水ヲ以テ消毒セシメ他室者
 トノ交通ヲ避ケシムヘシ
 七、食器ハ全部熱湯ニ浸シテ消毒シ熱湯ニ浸シ能ハサルモノハ熱
 湯ヲ注キ數回洗淨シ乾燥セシムヘシ
 食器ノ消毒ハ毎食後之ヲ施行セシムヘシ
 患者ト同室者ノ食器ハ他室者ノ分ト區分シ最後ニ消毒洗淨ス
 ヘシ
 八、患者ノ入院前入りタル食堂ノ床及食堂ニ於テ患者ノ用ヒタル
 食卓腰掛ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ
 九、患者室ヨリ便所ニ至ル廊下及患者ノ交通セル疑アル部分ノ床
 ニハ石炭酸水ノ噴霧消毒ヲナスヘシ
 一〇、便所ハ天井、四壁、床、戸、大小便壺、下駄、手洗鉢等全部石炭酸水ヲ
 以テ消毒スヘシ戸ノ引手、キン隠シ及其ノ周圍ハ特ニ注意ヲ要
 ス

- 大小便壺中ニハ大小便量ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ能ク攪拌スヘシ
- 小便所流シハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
 - 一、便所ノ床、戸ノ引手ノ周圍及下駄ハ毎日石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ患者ノ入りタル大便所ハ消毒後一時閉鎖スヘシ
 - 一二、便所ニハ昇汞水ヲ備ヘ用便後手指ヲ消毒セシムヘシ昇汞水ハ毎日交換スヘシ
 - 一三、便所及患者ノ室ノ戸ノ引手ヲ内外共綿布ニテ包ミ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ注キテ常ニ濕潤ナラシムヘシ
 - 一四、便所及患者ノ室ノ入口ニ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ以テ濕潤セシムヘシ
 - 一五、浴槽ノ内外流シ場及備品一切ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ十分後清水ニテ洗滌シ乾燥セシムヘシ
 - 脱衣室及衣服入棚ハ全部石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ

- 湯水又ハ溝渠ヲ消毒スル必要アル時ハ生石灰ヲ以テ消毒スヘシ
- 一六、洗面所及洗面器ハ石炭酸水ヲ以テ前號ト同一ノ方法ニヨリ消毒スヘシ
 - 一七、教室ニ於ケル患者ノ机腰掛及患者ノ立入りタル教室ノ戸ノ引手其ノ周圍ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨消毒スヘシ
 - 一八、患者若シ本館ノ便所ヲ使用シタルコトアラハ第十號第十一號ノ處置ヲナスヘシ
 - 一九、患者ノ用ヒタル兵器、武術用具、運動用具ハ石炭酸水ニテ消毒シ銃及革類ハ消毒後十分ヲ經テ濕布ニテ拭ヒ手入ヲナシ置クヘシ
 - 二〇、「ベスト」疑似患者發生シタル場合ハ捕鼠器又ハ亞砒酸混入食物ヲ使用シテ鼠族ノ撲滅ヲ計ルヘシ
 - 二一、消毒方法ヲ行ヒタル後收集セル塵埃ハ一定ノ場所ニ於テ燒却スヘシ

第三條 本校公認下宿ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ警察官吏ト協議ノ上第一條又ハ第二條記載ノ防疫法ヲ準用シ本校監督ノ下ニ之ヲ實行セシム

消毒ニ要スル費用ハ營業者ノ負擔トス

第四條 公認下宿以外ヨリ通學スル生徒中第一條又ハ第三條ノ患者發生ノ場合ニハ警察官吏ト協議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第五條 傭人及賄方雇人中又ハ茶寮ニ第一條第二條中ノ患者發生ノ場合ハ同條ニ準シテ消毒法ヲ行フ但シ賄方及茶寮ノ消毒費用ハ當該營業者ノ負擔トス

第六條 職員、生徒、傭人、賄方及茶寮關係者ノ家族又ハ同居者ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ直ニ届出シメ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七條 防疫事務掌理ノ爲メ防疫委員ヲ置ク

防疫委員ハ各課長、生徒監督及學校醫トス但シ場合ニ依リ本文ノ外顧問ヲ囑託スルコトアルヘシ

第八條 防疫委員ハ第二條ノ傳染病又ハ「コレラ」「ベスト」校内又ハ公認下宿ニ發生シ又ハ關係地方ニ流行ノ兆アリテ病毒浸入ノ虞アルトキハ本規程ニ依ル防疫ノ處置ヲナスヘシ

第九條 生徒課長ハ防疫委員長トシテ事務ノ整理及其ノ實行ヲ督ス

第十條 傳染病ニ罹リ又ハ罹病者ト同居シ若ハ之ニ接觸セシ職員、生徒、傭人ノ隔離又ハ昇校停止、校舎ノ一部又ハ全部ノ閉鎖、傳染病流行地域ヘ職員、生徒ノ出入禁止其ノ他防疫上必要ナル處置ハ防疫員合議ノ上校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第十一條 百日咳、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病、傳染性皮膚病、傳染性眼炎發生ノ場合ハ生徒監督ト合議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第十二條 消毒事務ニ從事スルモノハ消毒ニ先タチ消毒衣ヲ著シ且石炭酸水又ハ昇汞水ニテ浸セル雑巾ヲ踏ミテ履物ノ裏面ヲ消毒スヘシ

第十三條 生徒課ニハ常ニ左記物品ヲ備フヘシ

- 一、消毒衣 十四(校醫用四、職員用四、小使用六)
- 二、五%石炭酸水、〇、一%昇汞水
- 三、純石炭酸五ボンド、昇汞水一ボンド、食鹽一ボンド
- 四、綿紗五包、脱脂綿五包、手拭半ダース

七 校旗取扱方

- 第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス
- 第二條 校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス
- 第三條 校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス
- 第四條 校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス
- 第五條 旗手ハ生徒中身體強健品行方正學業成績優等ナル者ヲ選ビ校長之ヲ命ス
- 第六條 校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

八 卒業證書書式

印校

氏

名

高等學校令及高等學校規程ニ依リ本校文(理)科ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

九 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ付與スル證明書書式

印校

氏

名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校文(理)科ノ學科ヲ修

メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス
年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名 ㊦

一〇 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモ
ノニ付與スル證明書書式

印校

氏

名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シ本校文(理)科ノ學科ヲ
修メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名 ㊦

一一 禮法及儀式ニ關スル内規

第一條 天皇陛下皇后陛下皇太子殿下名古屋御着發ノ場合ニハ其都
度奉迎奉送ス但シ名古屋御駐泊中ノ行幸行啓ニ關シテハ此ノ限ニ
アラス

第二條 天皇陛下皇后陛下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎
奉送ス

第三條 皇太子殿下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス
但シ御微行ノ場合ニハ此ノ限リニアラス

第四條 前三條ノ奉迎奉送ハ場合ニ依リ總代ヲ以テ之ヲ行フコトア
ルヘシ

第五條 冬季春季夏季休業中ハ生徒隊ノ奉迎奉送ヲ略ス

第六條 奉迎奉送ニ關スル禮式ハ明治四十三年文部省訓令第十八號
ニ依ル

第七條 職員生徒單獨ノ敬禮ハ普通ノ作法ニ從フ

第八條 左ノ場合ニハ敬禮ヲ略スルコトヲ得

禮法及儀式ニ關スル内規

- 一、 校内ニ於テ其ノ日挨拶ヲ了リタル後再ヒ出會ヒタル場合
- 二、 圖書閱覽室ニ於テ讀書中
- 三、 校内外ニ於テ作業中ニシテ中止シ難キ場合
- 四、 非常變災ニ際シ禮ヲ行フ違ナキ場合
- 第九條 教室ニ於ケル敬禮ハ生徒一齊ニ起立シテ之ヲ行フ
教官生徒ノ禮ヲ受クルトキハ教壇ノ上ニ立テ第十一條第一項ノ敬禮ヲ行フトキハ教壇ヲ下ルヘシ
- 第十條 生徒ハ授業ノ終始ニ於テ教官ニ對シ敬禮スヘシ
教室内ニ於ケル生徒ノ發言應答ハ起立シテ行フヲ禮トス
- 第十一條 授業中教室ニ來賓アルトキハ生徒ハ教官ノ指示ニ從ヒ敬禮スヘシ此ノ場合ニハ豫メ教官ニ通達シ又ハ校長之ヲ先導ス
前項以外ノ參觀人ニ對シテハ教官ノミ敬禮ヲ交換ス實驗室製圖室ニ於テハ第一項ノ敬禮ヲ略スルコトヲ得
- 第十二條 儀式中ノ敬禮ハ指揮者ノ合圖ニ依ル
- 第十三條 左ノ場合ニハ合圖ヲ待タス直ニ起立シテ姿勢ヲ正スヘシ

- 一、 君ケ代奏樂ノ場合
- 二、 勅語又ハ詔書奉讀ノ場合
- 第十四條 生徒隊及武裝シタル生徒ノ敬禮ハ陸軍禮式ヲ準用ス
軍旗ニ對シテハ生徒單獨ノ場合ニモ禮ヲ行フヘシ
- 第十五條 武術ノ稽古及試合並運動競技ヲ爲ス場合ニハ各其道ノ作法ニヨリ敬禮ヲ行フヘシ
- 第十六條 校内定例ノ儀式ヲ拜賀式、宣誓式、入學式、卒業式、就任式及送別式トス
- 第十七條 拜賀式ハ天長節祝日、一月一日及紀元節明治節ニ之ヲ行フ
- 第十八條 宣誓式及入學式ハ學年ノ初ニ之ヲ行フ
- 第十九條 卒業式ハ生徒卒業ノ時之ヲ行フ
- 第二十條 就任式、送別式ハ校長又ハ教官ノ新任、轉任、離任、外國留學、外國派遣又ハ歸朝ノ場合ニ之ヲ行フ
- 第二十一條 拜賀式ニハ御影ヲ奉掲ス
御影奉掲ノ位置ハ向ツテ左ヲ上トス

第二十二條 勅語ハ式場ニ奉置シ謄本ニ就キ奉讀ス
第二十三條 儀式ノ次第ハ其ノ都度之ヲ定ム

一二 勳章授與式例

- 一、勳章授與式例第五條ニ依ル勳章ハ校長之ヲ授ク
- 一、前項授與式ニハ庶務課長並職員中同等若ハ同等以上ノ帶動者一人ヲシテ列席セシム

第十 職員

(昭和三年五月末調)

校長

文學士 小松原隆二 岡山

修身科

主任、修身

生徒監教授文學士 中村 寅 東京

修身

教授文學士 楠 弘 新潟

第一文學科

主任、歴史

教授文學士 今井 貞 京都

地理

教授理學士 河村 信一 京都

歴史

教授文學士 牧野 純一 三重

哲學概説、論理

教授文學士 佐竹 哲雄 東京

法制、經濟

教授法學士 南 藤八郎 長崎

心理

教授文學士 楠 弘 前出

第二文學科

主任、國語
漢文
國語
漢文
同

第一語學科

英語
主任、英語
英語
同
同
同
同
同

教授文學士	小室	由三	山形
生徒監教授文學士	坂井	喚三	愛知
教授文學士	石井	直三	岡山
教授文學士	堀井	義治	愛知
講師	八木	幸八	静岡
教授文學士	岡部	次郎	福岡
教授文學士	中川	芳太郎	愛知
教授文學士	若杉	三郎	東京
教授オプ、アラー	佐藤	金一	愛知
教授文學士	野崎	勝太郎	滋賀
教授文學士	若林	秀三	神奈川
備外國人教師	カスバート、グリーバー、ロビ ンソン		英國
講師文學士	河合	逸治	静岡

第二語學科

獨語
主任、獨語
獨語
在外研究中
獨語
同
同
同
同

第一理學科

在外研究中
主任、物理
數學
同

教授	澤井	要一	東京
教授文學士	櫻井	政隆	新潟
教授文學士	増田	甚治	三重
教授文學士	鼓上	常良	廣島
教授	江上	敏三	三重
教授文學士	藤本	直秀	兵庫
備外國人教師	エルンスト、ヘルマン、ヘル フリツチユ		獨國
講師	仲野	秀治	東京
教授理學士	柏木	好三	東京
教授理學士	林守	一福	井
教授理學士	近藤	鉦太郎	愛知
教授理學士	椎尾	調愛	知

化學

化學、自然科學

數學

物理、自然科學

數學

第二理學科

主任、礦物、地質、自然科學

植物、自然科學

動物、自然科學

第三理學科

主任、圖書

圖書

主任、體操

體操科

肥前將校陸軍步兵中佐 戸波辨次郎 東京

教授理學士 河合萬龜 愛知

教授理學士 芝崎陸奧 群馬

教授理學士 中西榮作 岐阜

教授理學士 服部學順 愛知

講師理學士 川上芳郎 岡山

教授理學士 河村信一 前出

教授理學士 高嶺昇 東京

教授理學士 河野卯三郎 神奈川

教授 溝口好忠 愛知

講師 原田隆諦 新潟

體操

同

同

同

柔道師範

劍道師範

弓道師範

在外研究中

評議員

講師陸軍步兵中尉 扇野竹次 大阪

講師陸軍步兵特務曹長 鶴飼坦 岐阜

講師陸軍輜重兵特務曹長 鈴木齋一 東京

講師 杉山喬夫 山口

岡野好太郎 香川

門奈正 茨城

田中義雄 茨城

教授 柏木好三郎

教授 澤井要一

教授 櫻井政隆

教授 今井貞臣

教授 岡部次郎

學級主任

文科三年甲一學級主任
 文科三年甲二學級主任
 文科三年乙學級主任
 理科三年甲一學級主任
 理科三年甲二學級主任
 理科三年甲三學級主任
 理科三年乙學級主任
 文科二年甲一學級主任
 文科二年甲二學級主任
 文科二年乙學級主任
 理科二年甲一學級主任

教授 中川芳太郎
 教授 中村寅松
 教授 小室由三
 教授 佐竹哲雄
 教授 櫻井政隆
 教授 椎尾
 教授 若林秀三
 教授 近藤鉦太郎
 教授 澤井要一
 教授 牧野純一
 教授 南藤八郎
 教授 增田甚治郎
 教授 林守一

生徒課

理科二年甲二學級主任
 理科二年甲三學級主任
 理科二年乙學級主任
 文科一年甲一學級主任
 文科一年甲二學級主任
 文科一年乙學級主任
 理科一年甲一學級主任
 理科一年甲二學級主任
 理科一年甲三學級主任
 理科一年乙學級主任

教授 若杉三郎
 教授 溝口好忠
 教授 高嶺昇
 教授 坂井喚三
 教授 石井直三郎
 教授 河村信一
 教授 佐藤金一
 教授 野崎勝太郎
 教授 中西榮作
 教授 堀井義治

課長 勤務

生徒監教授 中村寅松
 生徒監教授 坂井喚三
 前出
 前出

講	講	教	助	備	書	教	教	衛	講	講	教	教	講
師	師	授	授	外國人教師	記	授	授	生顧問	師	師	授	授	師
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇、四	一〇、三	一〇、三	一〇、二	九、一二	九、一二	九、九	九、九	九、八	九、八	九、八	九、八	九、七	九、五
解	解	轉	轉	解	轉	轉	轉	解	解	解	轉	轉	死
職	職	任	任	約	任	任	任	職	職	職	任	任	亡
陸軍步兵中佐	文學士	文學士	吉田	ヘンリー、コウラター	加藤	橋本	中野	醫學博士	文學士	文學士	文學士	文學士	稻垣善太郎
田中	湯	湯	田	田	藤	本	野	酒井	大久保	齋藤	山内	内藤	善太郎
温	温	温	温	温	温	温	温	温	温	温	温	温	温
之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之
愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛
知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知

講	講	教	助	教	教	教	講	教	校	講	講	教	講
師	師	授	授	授	授	授	師	授	長	師	師	授	師
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一、四	一一、三	一一、三	一一、三	一一、三	一一、三	一一、二	一〇、二	一〇、一	一〇、一	一〇、八	一〇、八	一〇、七	一〇、七
解	解	轉	退	轉	轉	轉	解	轉	轉	解	解	轉	解
職	職	任	官	任	任	任	職	任	任	職	職	任	職
工學士	理學士	理學士	理學士	文學士	文學士	文學士	工學士	文學士	文學士	工學士	理學士	文學士	文學士
小島	竹中	山下	竹山	半田	山田	下田	比企	酒井	岡野	古田	中野	田原	堀江
善	信	富	說	正	幸三	卯	野廣	賢	義三	五郎	靜	正人	耕造
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛
知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知

主事書記	講師	講師	講師	書記	弓道師範	講師	講師	教授	教授	講師	教授	教授
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四、三	一四、三	一四、三	一四、三	一三、八	一三、七	一三、六	一三、五	一三、四	一三、四	一三、三	一三、三	一三、三
退官	解職	解職	解職	死亡	死亡	解職	解職	轉任	轉任	解職	轉任	轉任
	文學士					陸軍歩兵大佐	文學士	理學士	理學士	文學士	文學士	文學士
若杉	石田	堀井	山本	淺田	日比野	箕形	片岡	平井	田中	大塚	竹中	栗田
	元	義治	誠三	央吉	賢吉	初太郎	彦一	井淵	由雄	明郎	信以	元次
喬福	季京	治愛	三山	吉重	賢愛	郎愛	淵愛	山梨	雄愛	郎東	以埼	次愛
井	都	知	口	重	知	知	知	梨	知	京	玉	知

教授	教授	講師	衛生顧問	教授	講師	講師	教授	教授	教授	教授	教授	教授
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三、三	一三、三	二二、六	二二、五	二二、四	二二、三	二二、三	二二、三	二二、三	二二、三	二二、三	二一、八	二一、四
轉任	轉任	解職	解職	轉任	解職	解職	解職	退官	轉任	轉任	解職	轉任
文學士	文學士	文學士	醫學博士	文學士	理學士	藥學士	理學士	文學士	理學士			文學士
石川	松尾	堀井	勝沼	澤村	青木	近藤	青木	松本	佐々木	江見	香取	上原
鍊次	長造	義治	精藏	寅二	文一	藤良	繼治	亦一	木順	節五	太郎	敬太郎
東京	長崎	愛知	靜岡	京都	岐阜	愛知	岐阜	佐賀	靜岡	岡山	東京	長野

教授	同 一四、四	退官	理學士	中大二島取
運動技師	同 一四、八	解囑	ウリルアム、アール、パークヒル	米國
講師	同 一四、九	解囑	シエブラー	獨國
教授	同 一四、一〇	退官	文學士	角田陽六
教授	同 一五、三	轉任	理學士	坂恭介
教授	同 一五、三	轉任	文學士	德澤得二
滿外國人教師	同 一五、三	解約	カスバート、クーパー、ロビンソン	英國
講師	同 一五、七	解囑	松本亦一	佐賀
講師	昭和二、五	解囑	グネクター、チャールス、スベンサ	英國
監屬將校	同 二、七	轉任	陸軍歩兵中佐	中村音吉
校長	同 二、八	轉任	文學士	芝田徹心
教授	同 三、四	退官	理學士	鈴木一郎

第十二生徒

(昭和三年五月三十一日調)

一生徒氏名

成績順、分界點ノ間ハ同成績五十番順、第一學年ハ席次未定五十番順、〇ハ特待生、氏名ノ上段ハ出身學校名略稱下段ハ本籍府縣名

文科甲一

(三十九名)

新潟商業〇五十嵐豊作 (新潟)	熱田坂野英雄 (愛知)	吳神代護忠 (佐賀)
愛知第一〇服部富士雄 (愛知)	東海和田榮造 (岐阜)	東京第一金光義邦 (大分)
岐阜近藤太朗 (岐阜)	豊橋井上豊 (愛知)	芝稻村卓也 (千葉)
愛知第一松田美登 (新潟)	明倫豊田喜久男 (愛知)	一宮江口武夫 (愛知)
東海安田桃太 (岐阜)	宇治山田濱崎一郎 (三重)	愛知第一杉野五郎 (愛知)
愛知丹羽淇海 (愛知)	愛知第一有田昌夫 (兵庫)	岡崎鈴木光次 (愛知)
濱松第一竹内壽平 (静岡)	熱田井東芳二 (愛知)	東海瀧正直 (愛知)
	富田磯部一充 (三重)	熱田若山超嗣 (愛知)

生徒氏名第三學年

第一神戸 永野 武 (愛知)	高津 齋藤 忠夫 (大阪)	東 沈 鍾 勳 (朝鮮)
熱 田町 田貞彰 (京都)	明 倫 佐野 一夫 (愛知)	東 海 富 田 稻 造 (愛知)
金澤第一 大橋 三郎 (愛知)	金澤第三 根本 謙一 (秋田)	明 倫 尾 達 (愛知)
津 梅津 次郎 (三重)	東京高師 永井 弘 (東京)	豊 橋 野 崎 利夫 (愛知)
高 田片山 弘 (新潟)	福 山井上 清造 (廣島)	豊 橋 野 崎 利夫 (愛知)
文科 甲二 (三十六人)	第二神戸 岩崎 幹人 (兵庫)	豊 橋 森 太郎吉 (岐阜)
愛知第一〇 荒尾 博隆 (愛知)	下 關木村 一男 (東京)	尾 張 和 田 本 照 祝 (愛知)
富 田〇 服部 盛榮 (三重)	長 府 近 藤 勤 (山口)	熱 田 伊 藤 末 雄 (愛知)
熱 田 武 田 滿 作 (愛知)	高 津 靜 永 世 策 (大阪)	一 官 石 黒 直 温 (愛知)
熱 田 德 永 珂 月 (岐阜)	刈 谷 中 山 文 憲 (愛知)	三 豊 浮 田 宗 太 郎 (香川)
神 戶 杉 野 正 次 (三重)	一 宮 日 置 彌 三 郎 (愛知)	福 井 林 繁 二 (福井)
一 宮 野 村 政 光 (愛知)	明 倫 松 本 平 治 (愛知)	錦 城 平 井 昌 夫 (愛知)
	第二神戸 岩崎 太一 (神奈川)	畝 傍 村 野 辰 雄 (奈良)
	岡 崎 加 藤 久 雄 (愛知)	愛知第一 大城 功 (愛知)

文科 乙

明 治 入 澤 重 彦 (東京)	横濱第二 石本 祝二 (神奈川)	大連第一 福 田 潮 (熊本)
掛 川 河 合 力 平 (静岡)	藤 布 大 谷 保 (鳥取)	牛 田 山 本 岩 太 (愛知)
富 田 辻 登 一 (三重)	天 理 喜 多 正 治 (奈良)	京 北 松 井 飛 鳥 (東京)
東 京 中 西 正 雄 (岐阜)	韭 山 谷 口 忠 夫 (鹿児島)	
熱 田 眞 野 英 一 (愛知)	關 西 豐 田 求 (岐阜)	
東京第三〇 横井 雄一 (愛知)	東京第三 北郷 隆五 (岩手)	東京第七 井上 良三 (東京)
熱 田 山 本 眞 策 (愛知)	大 垣 酒 井 武 (岐阜)	前橋尚業 狩野 正好 (群馬)
愛知第一 棚 橋 尙 (岐阜)	一 宮 眞 野 俊 彦 (愛知)	第二神戸 柴田 國臣 (兵庫)
富 田 林 壺 井 玄 剛 (大阪)	立 教 桑 原 忠 太 郎 (東京)	愛知第一 山田 勝三郎 (愛知)
堺 中 村 貞 一 (東京)	愛知第一 磯 部 正 (愛知)	愛知第一 江崎 千 準 (愛知)
東 海 淺 野 正 德 (愛知)	海 津 太 田 敏 雄 (岐阜)	東 濃 小 池 謙 一 (岐阜)
神 戶 垣 見 周 瑞 (三重)	岡 崎 加 藤 大 道 (愛知)	明 倫 末 森 量 (愛知)
明 倫 木 村 凡 夫 (愛知)	熱 田 本 多 秋 五 (愛知)	大連第一 田 中 實 (新潟)
		刈 谷 寺 田 俊 雄 (愛知)

愛知第一猪飼武夫(愛知) 明倫鶴飼肥佐男(愛知) 明倫江尻保之助(愛知) 明倫長谷川英一(愛知)	名古屋早川宗比古(愛知) ※ 第二神戶太田照彦(京都) ※ 東京高師落合健二(福島) (三十八人)	明倫北島修三(愛知) 仙臺第二藤岡和男(滋賀) ※ 名古屋商小川正太郎(愛知) 麻布柳田良太郎(東京)
愛知第一〇早川康次(愛知) ※ 熱田〇日比榮一(愛知) ※ 東京第四神谷茂(東京) ※ 熱田小野春雄(香川) 東京第一金子忠道(東京) ※ 大垣田邊弘(岐阜) 中學海南山下正雄(奈良) ※ 富田川喜田四郎(三重)	佐野阿部明治(栃木) 關東學院岩崎貫一(神奈川) ※ 彦根西脇仁一(滋賀) ※ 岐阜卓一男(岐阜) 東京第一吉村孝義(東京) ※ 京北池田早苗(長野) 牛田岩間藤吉(愛知) 熱田田加藤五十五郎(岐阜) 濱松第一金藏(愛知) 和歌山國部進(和歌山) 磐城滑川瑞(茨城)	小千谷荻野保太郎(新潟) 東海加藤清治郎(愛知) 京華佐藤徹夫(新潟) ※ 橫濱第一船越卓(東京) ※ 太田塚越覺市郎(群馬) 明倫中村文二(愛知) ※ 長崎秋元彩男(静岡) ※ 明倫奧田正夫(京都) 字部國吉五六(山口) 熱田鈴木義之(愛知)

理科甲一

(三十八人)

理科甲二

(三十八人)

東京開成山口襄(東京) ※ 東京第四桐生政夫(東京) 耐久堀川正三(和歌山)	愛知山下道龜(兵庫) ※ 錦城相田二三夫(大分) 津山沖津俊象(東京)	藤所豐田三郎(京都) 東海長谷川武(三重) 麻布米村新之助(群馬)
小田原〇小泉千浩(神奈川) ※ 熱田秋山博(愛媛) 豐橋島居保治(愛知) ※ 目白山口宗五郎(東京) ※ 明倫倉知良造(愛知) 熱田鈴木和夫(岐阜) ※ 明倫淺野英夫(愛知) 麻布伊賀正(愛知) 東京第五加藤八郎(東京) 一宮中野重男(愛知)	愛知第一村瀬信廣(愛知) ※ 神戶伊坂神郎(三重) 大垣加藤計男(岐阜) 半田小出登雄吉(愛知) 明倫佐藤加賀生(大分) 斐太山崎莊三郎(岐阜) ※ 一宮加藤修(愛知) 上野柴田莊次(三重) ※ 東京第三太田壽(愛知) 東京第五川島周三(東京) 豐橋葛野周悟(愛知)	臺北第一田村春夫(埼玉) ※ 明倫長戸一雄(愛知) ※ 明倫伊藤輝雄(愛知) 東京第一稻葉爲一(東京) 熱田坪田敏一(愛知) 愛知第一富田義男(三重) 愛知第一野崎秀(東京) 熱田山崎常雄(愛知) ※ 岐阜福手正彦(岐阜) ※ 今宮青木良一(大阪) 斐太近藤常規(岐阜)

東京第五	熱田	豊橋	大垣	沼津	高梁	本巢	和歌山	東京第四	富田	勝所	横濱第一	明倫	豊山	山鈴
上野健二	小川泰三	橋平松八郎治	垣酒井清	田岩佐正夫	梁金岡	巢杉山隆寛	吉村秀彦	前川文夫	三輪武五郎	矢鳥忠久	山本健吉	官本篤三	山今井	鈴木軍治
(東京)	(岐阜)	(愛知)	(岐阜)	(愛知)	(岡山)	(岐阜)	(和歌山)	(三重)	(三重)	(長野)	(神奈川)	(静岡)	(長野)	(静岡)
大垣川瀨治男	東海血井宏	東海大竹健三	熱田岩佐正夫	沼津名倉民雄	岐日比野四十三	岐卓牧田春二	岡崎小島金一	明倫伊藤益雄	東京高師井藤成夫	東海加藤武	明倫官本篤三	明倫山内清彦	甲府保坂安太郎	三條大出孝雄
(岐阜)	(愛知)	(岐阜)	(愛知)	(静岡)	(奈良)	(岐阜)	(愛知)	(愛知)	(東京)	(愛知)	(静岡)	(愛知)	(山梨)	(栃木)
明倫山内清彦	愛知第一中村榮一	(三十五人)	(三十五人)	正則金崎正巳	武義平田幸治	第二横濱阿部滿洲	第一神戸菅瀨	席次未定	豊山今井	山鈴木軍治	植谷忠夫	豊山今井	正則金崎	武義平田
(愛知)	(三重)			(和歌山)	(岐阜)	(青森)	(三重)	(支那)	(長野)	(静岡)	(三重)	(長野)	(和歌山)	(岐阜)

粉河	廣島高師	豊橋	豊橋	津	津	東京第四	津	札幌第一	諏訪	宇治山田	武義	小倉	棒原
谷原田	原田彰	橋内藤敬司	橋内藤敬司	柴山知輝	中條金兵衛	富金原茂	富金原茂	原田博雄	丸茂重藏	橋爪重夫	村山武夫	小倉細木信雄	原山本莊一郎
(東京)	(高知)	(愛知)	(愛知)	(三重)	(三重)	(島根)	(島根)	(愛知)	(長野)	(三重)	(岐阜)	(高知)	(神奈川)
諏訪藤森泰	小倉細木信雄	鳥山阿久津慎	新宮坂本實	刈谷志賀津二	都留永島能術	第二神戸嶋飼昌雄	宇治山田多田光郎	横濱第一西村儀作	大垣岩田銀	攻玉社間野忠太郎	愛知第一安藤康博	富田竹村清昌	豊山伊藤勇
(長野)	(高知)	(栃木)	(和歌山)	(愛知)	(岐阜)	(山梨)	(三重)	(静岡)	(岐阜)	(愛知)	(愛知)	(長野)	(岐阜)
豊山伊藤勇	豊山今井	高千穂北川静男	立命館北島望	富田五井和雄	岡崎杉浦文雄	愛知第一長谷川誠一	勝所堀井政三	植谷忠夫	豊山今井	山鈴木軍治	明倫山内清彦	明倫山内清彦	明倫山内清彦
(岐阜)	(長野)	(愛知)	(福井)	(三重)	(愛知)	(滋賀)	(三重)	(支那)	(長野)	(静岡)	(愛知)	(愛知)	(愛知)

第二學年

文科甲一

(四十一人)

一 官平野慎一 (愛知)	席次未定	大 分谷口昌夫 (愛知)
一 官○今井英一 (愛知)	津 武内孝之 (三重)	東京第四 福富正孝 (東京)
※ 豐橋朝倉 晟 (愛知)	愛知 中島俊教 (愛知)	津 山本正一 (三重)
※ 津 伊藤忠彦 (三重)	一 宮二村政秋 (愛知)	※ 宇治山田 大藏信一 (三重)
※ 都 留職 義英 (山梨)	八日市 西阪文雄 (滋賀)	明 倫加藤 進 (愛知)
※ 愛知第一 井戸田 隆 (愛知)	岐 阜吉田定雄 (岐阜)	※ 北海道第一 加納 富夫 (北海道)
熱 田 芝田健次郎 (三重)	※ 東京第一 佐藤 義友 (東京)	東京第六 永岩 新一 (東京)
東京第一 三木 邦男 (東京)	岐 阜 篠田 豊次 (岐阜)	津 福島 善之助 (三重)
※ 愛知第一 山田 恒治 (愛知)	大 垣 水野 正憲 (岐阜)	明 倫 山崎 三郎 (愛知)
東 海 吉川 清澄 (愛知)	※ 愛知第一 大國 謙二郎 (鳥根)	※ 愛知第一 喜多村 亮三郎 (愛知)
※ 岡 崎 太田 民雄 (愛知)	岡 崎 第一 宅間 道夫 (愛知)	大連第一 高田 勇太郎 (福井)
愛知第一 中川 醇一 (愛知)	飯 田 中 澤 圭 (群馬)	※ 濟々 養吉 田 圭次 (岡山)
	席次未定	甲 府 志田 勉 (山梨)

文科甲二

(四十一人)

豐橋清水 潔 (愛知)	津 史 邦 燮 (支那)	豐橋 刈田 修 (北海道)
※ 尾 張 山口 恭三 (愛知)	飯 田 中 澤 圭 (群馬)	本 巢 松村 學 (岐阜)
※ 愛知第一 大槻 義公 (兵庫)	郡 山 山内 信 (東京)	※ 今 宮 小栗 久 (栃木)
大 垣 野口 悦夫 (岐阜)	※ 専 檢 眞下 三郎 (京都)	芝 木 船 英 雄 (京都)
※ 一 宮 伊藤 一 (愛知)	北 野 吉田 一雄 (大阪)	早 稻 田 中 尾 勝 男 (東京)
豐 橋 橋原 敏 耶 (愛知)	※ 甲 府 宇野 太郎 (兵庫)	愛知第一 山 下 茂 (愛知)
宇治山田 茂 谷 敏 (三重)	宇 和 島 太田 守 吉 (愛媛)	※ 東 濃 三 宅 兼 松 (岐阜)
富 川 龍 池 稔 (三重)	長 野 野 鶴 田 正 一 (埼玉)	熱 田 安 田 俊 吉 (愛知)
※ 一 宮 宇佐 見 秋 一 (愛知)	宇治山田 濱 口 武 雄 (三重)	※ 愛知第一 湯 淺 貞 夫 (愛知)
愛知第一 太田 五 郎 (愛知)	※ 宇治山田 濱 田 達 也 (三重)	※ 東京第七 鈴 木 元 (東京)
刈 谷 加藤 朝 雄 (愛知)	第一 神 戶 日 比 野 神 一 (兵庫)	愛知第一 吉 田 進 一 (愛知)
濱 松 第一 杉 原 淳 (静岡)	愛知第一 牧 村 進 (東京)	
刈 谷 都 築 六 三 (愛知)	東京第五 山 田 誠 (神奈川)	

野澤北村勇次 (長野) ※	愛知第一 荒川隆二 (愛知) ※	東京高師 佐々木治綱 (東京) ※
東京第四 梅本祐治 (東京) ※	豊中 磯谷正規 (愛知) ※	桃山 原山淑夫 (京都) ※
熱田 佐藤齊雄 (愛知) ※	東京第五 山本英也 (東京) ※	東京第一 宮島津勤 (愛知) ※
東京第五 山本英也 (東京) ※	東京第一 海部安昌 (愛知) ※	東京第一 莊司力 (東京) ※
明倫 關道夫 (愛知) ※	福井 北島透 (福井) ※	愛知第一 土屋實 (静岡) ※
愛知第一 神谷義郎 (愛知) ※	愛知第一 篠原信彦 (愛知) ※	熱田 服部昌義 (愛知) ※
富田 林杉本克己 (大阪) ※	明倫 中山俊一 (愛知) ※	順天 藤井精一 (福島) ※
下妻 山崎秀爾 (茨城) ※	熱田 細川義綱 (愛知) ※	濱松第一 堀内正喜 (静岡) ※
愛知第一 江崎得三 (愛知) ※	東京第五 池戸義三 (岐阜) ※	明倫 吉橋敏雄 (愛知) ※
熱田 中野順平 (愛知) ※	赤坂 浮洲久雄 (東京) ※	矢掛 田坂直通 (岡山) ※
世田谷 根岸鐵二 (静岡) ※	盛岡 陸芝汰 (朝鮮) ※	鹿兒島第一 大田文雄 (鹿兒島) ※
東京第三 野村貞一 (愛知) ※	第三神戸 大塚萬壽男 (兵庫) ※	第一神戸 鹽崎末男 (兵庫) ※
東京第六 望月植二 (山梨) ※	大連第一 河野忠一 (山口) ※	熱田 成田定七 (愛知) ※

文科 乙

(四十人)

黄 輝 邦 (支那)

東京高師 佐々木治綱 (東京)

桃山 原山淑夫 (京都)

東京第一 宮島津勤 (愛知)

東京第一 莊司力 (東京)

愛知第一 土屋實 (静岡)

熱田 服部昌義 (愛知)

順天 藤井精一 (福島)

濱松第一 堀内正喜 (静岡)

明倫 吉橋敏雄 (愛知)

矢掛 田坂直通 (岡山)

鹿兒島第一 大田文雄 (鹿兒島)

第一神戸 鹽崎末男 (兵庫)

熱田 成田定七 (愛知)

東京第一 高須英夫 (東京)

岐阜 平野朝 (岐阜)

折去 鶴 (支那)

理科 甲 一

(四十二人)

岐阜 山田敏那 (岐阜) ※	日本大學 河村直 (静岡) ※	東京第一 高須英夫 (東京) ※
横濱第一 小野寺信 (福島) ※	熱田 田尾鋼輝彦 (愛知) ※	岐阜 平野朝 (岐阜) ※
水澤農 及川勝治 (岩手) ※	京都第二 北山一夫 (大分) ※	折去 鶴 (支那) ※
神戶 片山隆三 (三重) ※	臺北第一 青木正信 (東京) ※	明倫 篠田毅雄 (愛知) ※
岐阜農林 小林正二 (岐阜) ※	明倫 倫片岡紀一 (愛知) ※	一宮 森田德義 (愛知) ※
豊橋 齋藤正次 (愛知) ※	愛知第一 角田修 (愛知) ※	大垣 今西東 (岐阜) ※
第一神戸 丹波康太郎 (兵庫) ※	高津 松岡宏三 (廣島) ※	宮崎 中村房吉 (宮崎) ※
熱田 眞野健次 (愛知) ※	豊橋 橋松林實 (愛知) ※	愛知第一 平澤好昭 (愛知) ※
東京第三 宮地武夫 (東京) ※	宇治山田 田所文男 (三重) ※	岐阜 山田秀一 (岐阜) ※
彦根 大谷義雄 (滋賀) ※	愛知第一 宮田尚一 (愛知) ※	麻布 天笠道雄 (三重) ※
尾張 磯部照安 (三重) ※	東京第六 最上武雄 (千葉) ※	龍谷 谷鈴木南 (埼玉) ※
岐阜 村井清一 (岐阜) ※	津山 山際宗文 (三重) ※	濱松第一 天野潔 (愛知) ※
	富田 渡邊一正 (三重) ※	都留 金森昌次 (山梨) ※
	東京第六 石川弘文 (東京) ※	東京第四 佐藤利男 (群馬) ※

身 延佐野孝一 (山梨)
甲 陽伏見一喜 (兵庫)
明 倫丸山駿一 (愛知)

柏 崎内山作治郎 (新潟)
席次未定
福 井上田重春 (福井)
仙臺第一 沖田桂治 (島根)

長 野金井深志 (長野)
愛知第一 谷備治郎 (愛知)
小 倉細木義雄 (高知)
愛知第一 皆川眞澄 (山形)

理科甲二

(四十三人)

東京第六 松田泰彦 (東京)

大連第二 石原光義 (徳島)
愛知第一 片岡隆 (愛知)

明 倫大塚一馬 (愛知)
明 倫加藤廣一 (愛知)

津 野崎嘉英 (三重)
愛知第一 水野義男 (愛知)

津 八太通夫 (三重)
第一神戶 石垣純二 (兵庫)

東京第五 田中徳覺 (三重)
大 垣竹中徳覺 (岐阜)

東京第六 賀來純四郎 (大分)
愛知第一 佐藤良次 (愛知)
愛知第一 酒井友吉 (愛知)
本 巢 篠田六郎 (岐阜)
愛知第一 林幹忠 (愛知)

愛知第一 齋藤謙一 (岐阜)
諏訪 根橋四郎 (長野)
一 官 堀田武夫 (愛知)
第二神戶 藤谷武雄 (京都)

東京第五 石谷貞彦 (鳥取)
一 官 平松通一 (愛知)
熱 田 福田寛 (茨城)
彦 根 山田千里 (岐阜)
愛知第一 渡邊登三男 (福島)

岐 阜 杉村貞之助 (静岡)
明 倫 村井澄也 (愛知)
青山學院 近藤晋作 (岐阜)
東 濃 司馬量夫 (岐阜)

芝 鈴木博彦 (東京)
芝 高田隆雄 (大阪)
東 海 塚本俊夫 (愛知)
室 蘭金山亮 (北海道)

東京第三 式守義雄 (東京)
小 濱竹中皆二 (福井)
岐 阜 服部利生 (岐阜)

理科甲三

(四十一人)

東京高師 宮原俊雄 (東京)

宮 田 加藤雄四郎 (三重)
東京第四 金成利男 (茨城)

東京第三 遠藤兼相 (神奈川)
岐 阜 矢野豊作 (石川)

熱 田 川端太郎 (愛知)
本 巢 河村泰雄 (岐阜)

宇治山田 辻雄次 (三重)
宇治山田 中野均一 (三重)
刈 谷 牧野良司 (愛知)

赤 坂 河田一三 (岐阜)
東京第一 齋藤祐義 (東京)

甲 府 河口忠雄 (山梨)

津 片岡九一郎 (三重)
東京第二 木崎銀雄 (東京)

東京第六 玉田豊司 (岐阜)
佐 原 林 勢司 (千葉)

靜 岡 風間淳 (静岡)
東京第三 小宮勇藏 (東京)

東京第一 利根川勉 (廣島)
横濱第一 宮坂秀次 (長野)

第三神戶 山本奇夫 (兵庫)
千 葉 渡邊恵之助 (千葉)

高 崎 櫻井榮一 (群馬)
攻玉社 内木静清 (千葉)

理學院 平塚喜雄 (茨城)

東京第五 加納晃 (兵庫)

伊丹小島次男 (兵庫)	神戶辻村維信 (三重)	都留小俣弘通 (山梨)
秋田瀧名重海 (秋田)	東京第六富田環 (愛知)	富田加田一美 (三重)
今宮湯川正文 (和歌山)	濱松第一羽田莊四郎 (静岡)	海城洪榮華 (臺灣)
※	※	粉河林太郎 (和歌山)
栃木青木清 (栃木)	名古屋淡中晴一 (神奈川)	
理科 乙 (四十四人)		
明倫○淺野啓三 (愛知)	畝傍辻本賢一 (奈良)	小野柏木正一 (兵庫)
※	※	東京第一後藤道生 (大分)
愛知第一桑原敏夫 (岐阜)	東京第五尾河正夫 (兵庫)	宇治山田大岩邦雄 (三重)
※	※	東京第三中村兼次 (新潟)
愛知第一伊藤正敏 (愛知)	佐倉齋藤一 (千葉)	※
※	刈谷杉浦德郎 (愛知)	愛知第一兒玉武彦 (愛知)
愛知第一鈴木潔 (愛知)	登橋高橋哲次 (愛知)	甲陽室田紀三郎 (大阪)
※	愛知第一津金忠夫 (愛知)	岐陽渡邊武 (岐阜)
愛知第一鈴木野博 (岡山)	愛知第一宮崎一郎 (熊本)	※
濱松第一中村光治郎 (静岡)	曹洞第四登坂清 (山口)	愛知第一佐藤壽昌 (愛知)
豊橋則武秀雄 (静岡)	※	愛知第一下郷伸雄 (愛知)
同崎林榮一 (愛知)	東京第五大江克巳 (東京)	
富田山城慶一 (三重)	明倫毛利孝一 (愛知)	

早稻田松倉銀生 (東京)	沼津勝田斌 (静岡)	李英文 (支那)
※	成蹊勝見次郎 (静岡)	關東學院池野太郎 (神奈川)
愛知第一伊藤一耶 (愛知)	※	旭川北原健次郎 (福岡)
東海大鹿義夫 (愛知)	土浦松葉勤 (茨城)	沼津小出卓平 (静岡)
大垣吉田政文 (京都)	東京第三山田伸男 (岐阜)	岡山養田邊尙 (兵庫)
伊奈新井元衛 (長野)	※	林慶餘 (支那)

第一學年

文科 甲一

(四十人)

東京第五新井巖 (長野)	愛知第一木造好雄 (愛知)	武義田口茂 (岐阜)
廣島第一井川良太郎 (廣島)	愛知第一倉地文一耶 (愛知)	熱田竹内照夫 (東京)
愛知商業磯村義利 (愛知)	東海佐藤博愛 (愛知)	福井田中隆一 (福井)
刈谷板倉謙二 (愛知)	熱田澤田賢二 (愛知)	東京第一中井清一 (愛知)
岐阜早稻垣一吉 (岐阜)	刈谷清水優 (愛知)	新宮中川敬一 (和歌山)
芝山稻村公也 (千葉)	膳所島恭彦 (福井)	津宮仁宇房夫 (三重)
郡山今西清男 (奈良)	同崎杉浦幸一 (愛知)	東京第一波多野靜夫 (山口)
本巢加藤利一 (岐阜)	豊橋杉本好章 (愛知)	富田日野道英 (三重)
刈谷神谷正男 (愛知)	一宮橋本義和 (愛知)	岡崎平松誠一 (愛知)

刈谷深谷敏繼 (愛知)	東海村瀨俊助 (愛知)	橫濱第一山口一夫 (神奈川)
富田畑田要治 (三重)	岐阜森崎周一 (岐阜)	岐阜山吉長 (岐阜)
札幌第一堀江格郎 (北海道)	愛知第一安田一耶 (岐阜)	明倫山亮一 (愛知)
熱田松川武康 (愛知)	津愛知第一山川重男 (愛知)	
豐橋松田義夫 (愛知)	津奧田三郎 (三重)	
文科甲二 (四十人)		
京城秋山俊夫 (青森)	武義澤山勇三 (兵庫)	愛知第一濱島敏雄 (愛知)
東京高師安東重喬 (岐阜)	奉天新羅一郎 (岐阜)	熱田田林文雄 (岐阜)
成章伊藤賢一 (愛知)	愛知第一鈴木總一郎 (愛知)	富田坂健男 (三重)
岡崎稻葉悅男 (愛知)	愛知第一鈴木東七 (愛知)	愛知第一伴健男 (愛知)
武生上田品心 (奈良)	津須山正元 (三重)	成章彦坂興信 (栃木)
明倫大田俊亮 (愛知)	熱田竹內謙三 (愛知)	芝橋飛田勇 (愛知)
東京第一大南道雄 (和歌山)	矢掛島越熊衛 (岡山)	桑名松浦利武 (群馬)
富田加藤隆通 (三重)	斐太中西富雄 (岐阜)	福山誠之館松山文藏 (廣島)
熱田加藤祐弘 (愛知)	豐橋夏目秀男 (愛知)	一宮三輪意三 (愛知)
大町川井英良 (長野)	德島八田孫一 (三重)	大垣安田三郎 (岐阜)
本巢原武夫 (岐阜)	熱田花井輝之助 (愛知)	東海安田二弘 (三重)
愛知第一兒島勉 (愛知)		愛知第一山田芳三 (愛知)

文科乙 (四十人)

惠那安藤鎮正 (岐阜)	愛知第一榑原一三 (愛知)	東海本多浩 (大分)
宮崎安藤信時 (愛知)	刈谷杉浦省三 (愛知)	岡崎前川正夫 (愛知)
愛知第一石川一生 (愛知)	都留高木榮一 (愛知)	東京第一牧野文夫 (新潟)
津石上秀夫 (三重)	富田林中均之 (大阪)	沼津松原三夫 (愛知)
高津石原一 (岡山)	愛知第一中條宗助 (岐阜)	諏訪三澤理三治 (長野)
愛知第一入谷規一 (愛知)	福井堤敏恭 (石川)	安房水鳥喜一 (千葉)
北野岩井義四郎 (兵庫)	東京第五戸澤明 (香川)	岡崎村井一郎 (愛知)
濱松第一扇野孝男 (大阪)	育英商内藤三郎 (愛知)	東京開成山口正夫 (東京)
明倫大野俊亮 (愛知)	東海則武城一郎 (愛知)	岡崎山中四郎 (愛知)
廣島高師梶村常樹 (愛知)	東京高師福田剛一 (東京)	大連第二山中四郎 (滋賀)
愛知第一加藤桂一 (岐阜)	京都第一福田武夫 (京都)	上野山本佐文 (三重)
半田加藤陸平 (愛知)	富田藤井義憲 (三重)	上野吉田諒吉 (三重)
熱田小和田元彦 (愛知)	高津堀仁三 (大阪)	
理科甲一 (四十一人)		
西城青木俊二 (東京)	西條淺井幸正 (愛媛)	富田飯塚實一 (大阪)

耐久生胸一耶(和歌山)	宇治山田諫山忠幸(福岡)	愛知第一石原貞(岐阜)	東京第四市村賢一(東京)	海草泉忠夫(和歌山)	大垣大杉圭吉(岐阜)	愛知第一大山信耶(愛知)	愛知第一岡田春三(愛知)	茨木木下徹郎(大阪)	愛知第一杉隆三(愛媛)	濱松第一鈴木小兵衛(静岡)	熱田高林順三(三重)	熱田立松業明(愛知)	熱田淺井一太郎(愛知)	愛知第一井出浩(長野)	愛知第一大伏英孝(徳島)	惠那大倉辰三郎(愛知)	宇治山田大塚好造(三重)
神戶田中爲彦(三重)	舞鶴谷奥喜平(京都)	廣島第一塚本重熊(廣島)	市岡寺田政雄(大阪)	惠那那友永和夫(山口)	米子中澤五郎(東京)	郡山中西正直(奈良)	熱田中野邦弘(長野)	愛知第一永田鏡一(愛知)	愛知第一西川弘三(愛知)	愛知第一西村松雄(愛知)	明倫長谷川清彦(兵庫)	豊中林一郎(大阪)	宮田小倉正叶(三重)	小牧尾關良次(愛知)	愛知第一恩田格三郎(愛知)	熱田片野豊夫(新潟)	岐阜加藤正(岐阜)
今治檜垣總(愛媛)	惠那那牧野恒光(岐阜)	明倫松井哲雄(愛知)	山口馬屋原五郎(山口)	明倫水野三郎(愛知)	東京第三森重一(京都)	鳳鳴森口正之助(兵庫)	明倫山下勝美(新潟)	熱田山田勝美(愛知)	愛知第一山田忠男(愛知)	長野野渡部常也(岐阜)	王世豊(支那)	劉谷神谷六美(愛知)	濱松第一川島米太郎(静岡)	富田黒川彦一郎(三重)	武義河野勝也(岐阜)	大連第一小林利男(東京)	

理科甲二

(四十一人)

下關後藤恒夫(岐阜)	豐橋西郷宗之助(愛知)	見付佐藤一男(静岡)	松山清水清(埼玉)	愛知第一鈴木正義(愛知)	名古屋關博雄(長野)	愛知第一曾我博吉(岐阜)	津田中郡雄(三重)	福井谷口和雄(福井)	横濱第三相原修一(神奈川)	岐阜卓青木茂(岐阜)	名古屋屋淺井三郎(愛知)	廣島高師朝枝孝(廣島)	愛知第一淺野清(愛知)	半田石井献一(愛知)	尾張磯部谷郎(三重)	第一神戶伊藤新太郎(東京)	明倫伊藤絲耶(愛知)
福井出口清(福井)	一宮戸田弘一(愛知)	岐阜早中田正樹(岐阜)	愛知第一中村常信(愛知)	粉河中山弘美(和歌山)	愛知第一永田茂(愛知)	名古屋西義太郎(愛知)	東京第五二條彌基(東京)	大連第二仁林萬木雄(岐阜)	沼津太田郁朗(静岡)	富岡小笠隆夫(徳島)	宇治山田小川英二(三重)	愛知第一加藤善之助(愛知)	岡崎菅野智彦(愛知)	上野小島浩(三重)	熱田野齋藤尙一(愛知)	東京第一坂本英三(山口)	東京第三佐々木恒孝(東京)
明倫服部亨(三重)	豊橋林祐雄(愛知)	愛知第一深谷太郎(愛知)	岐阜森谷力(岐阜)	津長森享三(三重)	麻布山崎正憲(静岡)	明倫渡邊友参武(愛知)	李徳銓(支那)	愛知第一遊谷英夫(愛知)	明倫鈴木和平(愛知)	堺辰巳忠次(大阪)	豊橋橋田中信徳(神奈川)	東京第一津田信英(東京)	愛知第一寺島八郎(東京)	膳所中井二郎(山形)	高松永井敏行(香川)	東京第五中田良次(岐阜)	

理科甲三

(四十一人)

愛知第一	中西	劍	(愛知)	濱松第一	丸尾	篤	(静岡)	熱田	森	萬壽夫	(兵庫)	
愛知第一	長谷川	健二	(愛知)	堺	宮口	實	(大阪)	愛知第一	安田	勸三	(愛知)	
長野	野林	喜彦	(長野)	愛知第一	宮田	武雄	(愛知)	飯田	横前	三郎	(長野)	
熱田	田藤	井佐太郎	(愛知)	東京高師	武藤	義夫	(愛媛)	京城第二	劉	水	仁	(朝鮮)
東海	本多	俊三	(愛知)	刈谷	村井	日吉	(愛知)					
愛知第一	青田	千東	(愛知)	明倫	加藤	傳治	(愛知)	豐橋	長屋	重明	(愛知)	
廣島第一	秋光	關二	(廣島)	愛知第一	北本	治	(大阪)	名古屋	西尾	研	(岐阜)	
熱田	田出	原威德	(愛知)	愛知第一	小田	良吉	(愛知)	津島	早川	不二男	(愛知)	
一宮	伊藤	三之助	(愛知)	東海	齋藤	建藏	(東京)	膳所	林	俊二	(滋賀)	
福山誠之館	伊藤	志磨	(愛知)	刈谷	齋藤	孝平	(愛知)	岐阜	福島	欽治	(岐阜)	
愛知第一	伊藤	三千雄	(愛知)	愛知第一	佐藤	治定	(高知)	磯波	芳里	富三郎	(富山)	
東海	岩井	友雄	(愛知)	横濱第二	志村	保	(神奈川)	本巢	堀部	慶四郎	(岐阜)	
彦根	上野	正和	(和歌山)	上野	菅野	矩德	(三重)	愛知第一	松原	秀夫	(愛知)	
横濱第二	大倉	健司	(東京)	成田	鈴木	一	(愛知)	東海	三田	一夫	(三重)	
東京第六	大谷	治	(鳥根)	伊都	鈴木	正隆	(和歌山)	東京第五	村地	孝一	(滋賀)	
東海	岡島	惠夫	(愛知)	前橋	高橋	登	(群馬)	半田	加藤	竹	(愛知)	
豊橋	小野	田敏夫	(愛知)	刈谷	中邦	基	(愛知)	愛知第一	吉岡	豐夫	(愛知)	
京都第二	風野	輝雄	(栃木)	刈谷	西邦	昇	(愛知)	林	魏	豐	(支那)	
愛知第一	加藤	一雄	(愛知)	濱松第一	野	實	(静岡)	泉	照	夫	(支那)	

二生徒學年別

昭和三年五月三十一日調

學年	文		科		理		計	
	甲	乙	計	甲	乙	計	計	
第一年	八〇	四〇	一二〇	一二三	四二	一六五	二八五	
第二年	八二	四〇	一二二	一二六	四四	一七〇	二九二	
第三年	七五	三八	一一三	一一一	三七	一四八	二六一	
計	二三七	一一八	三五五	三六〇	一一三	四八三	八三八	

三生徒地方別

昭和三年五月三十一日調

地方	人員	地方	人員	地方	人員	地方	人員
愛知	二八九	長野	一九	滋賀	一一	廣島	八
岐阜	九〇	大坂	一八	京都	一一	山口	八
三重	八〇	和歌山	一四	山梨	一〇	大分	八
東京	六六	神奈川	一三	群馬	八	栃木	七
静岡	三一	新潟	一一	千葉	八	岡山	六
兵庫	二三	福井	一一	奈良	八	愛媛	六

生徒地方別生徒年齢表

茨城	香川	四	秋田	二	富山	一
徳島	高知	四	山形	二	宮崎	一
北海道	石川	三	鳥取	二	臺灣	一
福島	福岡	三	佐賀	二	朝鮮	三
埼玉	青森	二	熊本	二	支那	一
島根	岩手	二	鹿兒島	二	計	八三八

四 生徒年齢表

昭和三年五月三十一日調

科	年	年齢		
		最高	最低	平均
文科第一	一學年	二三、四	一五、九	一八、一
理科第一	一學年	二三、七	一六、二	一八、二
文科第二	二學年	二三、四	一六、七	一九、三
理科第二	二學年	二六、〇	一六、五	一九、二
文科第三	三學年	二六、七	一七、一	二〇、一
理科第三	三學年	二六、三	一七、五	二〇、六

五 在學中本年度死亡生徒氏名

入學年月	死亡年月日	部、科、類	氏名	出身地方
大正一三、四	昭和二、七	理科三甲	後藤正夫	愛知
大正一五、四	同二、七	文科一甲	神出正	岐阜
昭和二、四	同二、一一	理科一甲	安藤是治	愛知
大正一二、四	同二、一一	理科三甲	小栗晴夫	愛知
大正一四、四	同三、二	文科三乙	鶴岡修	岐阜

在學中本年度死亡生徒氏名

第十三 卒業業者

一 卒業業者氏名

〔氏名ノ上段ハ在籍大學學部略稱、法、文、理等
ハ學士ノ略稱、理博ハ理學博士ノ略稱
下段ハ本籍府縣名、氏名ノ上ノハ死亡〕

第一回 明治四十四年七月卒業 (百五十九人) (成績順 分界點ノ間ハ
同成績五十番順)

第一部甲類 (十六人)

法	田中直通 (栃木)	法	今川正 (宮城)	法	荒川一郎 (大分)
法	伊藤武彦 (岐阜)	法	手島博章 (鳥取)	法	今井榮之 (富山)
法	大野坦三 (新潟)	法	松本勇一郎 (愛媛)	法	岩田眞四 (愛知)
法	淺井彌六 (愛知)	法	澤野信藏 (大阪)	法	神部五郎 (岩手)
法	杉山茂 (兵庫)	法	中村謙示 (愛知)	法	田中新十郎 (埼玉)
法		法		法	田中重次 (山梨)

第一部乙類 (十一人)

文	栗田元次 (愛知)	文	淺野成俊 (愛知)	文	岡首智 (山梨)
文	平林治徳 (愛知)	文		文	

第一部丙類 (三十四人)

文	佐々木圓樂 (福井)	文	伊藤義啓 (長野)	文	大瀨正一 (山形)
文	金子光介 (福井)	文	魚登惣五郎 (兵庫)	文	
文	手塚良道 (愛知)	文	大木俊輔 (兵庫)	文	
法	永田安吉 (兵庫)	法	兒玉光榮 (兵庫)	法	高橋健 (愛知)
法	堀義雄 (長野)	法	松浦是 (愛知)	法	堀部市郎 (岐阜)
法	岡村正男 (鳥取)	法	飯田好文 (兵庫)	法	上田義郎 (三重)
法	小林一郎 (山形)	法	谷忠治 (愛知)	法	加藤源之助 (愛知)
法	佐治長丸 (愛知)	法	二見直三 (岩手)	法	上田一郎 (和歌山)
法	中村秀夫 (鳥根)	法	稻生稔 (愛知)	法	堀昌三 (岐阜)
法	藤部初太郎 (愛知)	法	小本曾丈三郎 (愛知)	法	九鬼治郎 (三重)
法	藤沼武男 (栃木)	法		法	丹羽猛 (神奈川)
法	渡邊修二 (愛知)	法		法	

第二部甲類 (七十九人)

工	石川清 (兵庫)	工	岩瀬徳三郎 (千葉)	工	森田三郎 (東京)
工	石原信之 (岐阜)	工	中上豊吉 (三重)	工	

